

社会科 修論(高一)

大野賢一君の論文は、ル・コルビュジエに関する幾つもの文献を読みこなし、建築スケッチも自分で手がけながら、ル・コルビュジエの建築作品の展開を、彼のその時々的美学的・社会的主張との関連のなかで的確かつ丁寧にあとづけている。

(斎藤)

清澤亮太君の論文は、正史である「三国志」から物語としての「三国志演義」に変わっていくなかで、英雄たちがどう描かれているのかをとりあげたものである。視点の面白さと丹念な調査で、とてもよい出来になっている。

(鳥越)

佐々木豪君は、この間の司法改革の動きをとりあげ、なにが議論の核にならないかを論じている。周到的な論陣は堂々としていて説得力があり、高く評価できる。

(山田)

「少年法」をテーマにした論考が大変多かったなかで、坪野圭介君のそれは、目配りを利かせながら、緻密に論をすすめて印象に残るものだった。

(氷上)

粟津三千彦君の論文は、「善悪」の基準という我々が生きていく上で、根本的なテーマを正面からとりあげている点で意欲的な論文である。また、論理明快に考察を進めている点でも出色である。この論文は、計らずも粟津君の遺稿となった。心よりご冥福を祈る。

(氷上)

ル・コルビュジエ論

高一三 大野 賢一

はじめに

ル・コルビュジエは、近代において最も重要な建築家の一人である。彼の名前は、少しでも建築に興味を持ったことのある人ならば誰でも知っているだろう。

私は建築に興味を持っており、今回を機に彼のことを詳しく調べてみることにした。

ところで、彼に関する書物はたくさん出版されているが、そのことのために、彼に関する様々な情報があふれているように思う。そこで、私はまず、彼の残した業績を私なりに評価するということを中心として、本論の第一の目的とする。

具体的には、彼の活躍した時代背景、彼の建築、残した言葉、そして、実際に形となった彼の作品を詳細に検討し、彼の思想にできるだけ近づけることによって、彼がどのような考えで、何を残したのかを探っていく。

さらにそこから、彼が、世界の建築に対してどのような影響を与えたのかということを中心にしたい。

一、近代における建築の変化

皆さんは、建築と言った、どのようなものを想像するだろうか。ガラス張りの高層ビル、皆さんの住まい、古いお寺や荘厳な教会：これらは全て建築と言える。

ところで、今、上に挙げた建築には、二つの種類があることに気付いたであろうか。

一つは、教会・宮殿などのように、中世には既に存在した建築である。そしてもう一つは、ビルや工場等のように近代、特に一九世紀以後になってから初めて登場した建築である。

住まいはどちらであろうか。確かに、家は大昔から存在した。しかし、建築史の本の中で、中世以前のページには、貴族の邸宅を除いた、一般の人々（農民や商人など）の家はほとんど載っていない。人々の家が登場するのは、近代以降のページである。

このように見ていくと、建築は、近代を境にして大きく変わったことが分かる。

それでは、一体何が変わったのであろうか。

ところで、近代は、それまで力を持っていた王・貴族・教会に代わって、市民が台頭した時代であった。そこで、建築も王や貴族を相手にするのではなく、市民を相手にしなければならなくなった。

その結果、建築に対する要求も変化した。貴族や教会を相手にしていた時代は、建築には豪華さや権力を誇示することが求められた。建築は莫大な金をかけて造られ、石やレンガを使ってどっしりとしており、壁や柱など至る所に細かな細工を施して美しく飾りたてら

れた。

それに対して、建築が銀行家や実業家などの市民を相手にした時代は、豪華に飾りたてるといふよりは、むしろ質素で実用的な建築が求められた。時として、豪華な装飾は人々の生活の邪魔になることさえあった。

また、市民が台頭してきた結果、建築家は、初めて一般市民の個人住宅や、都市では集合住宅を設計するようになった。

ル・コルビュジエは、このように、社会や建築が大きく移り変わるうとしていた時代に生き、活躍したのである。

二、ル・コルビュジエとはどのような人か？

ル・コルビュジエ、本名シャルル・エドゥアール・ジャンヌは、一八八七年、スイスの町ラ・ショー・ド・フォンに生まれた。

時計職人の子だった彼は、ラ・ショー・ド・フォンの装飾美術学校に入り、そこで時計の彫刻を学んだり、自然や芸術に関する知識を得た。

当初、彼は画家になるつもりであったが、師から建築をやるように勧められた。これが、彼と建築との最初の出会ひである。一九〇五年、彼が一七歳の時に、彼は初めて住宅を設計した。こうして、彼はいよいよ建築家を志すようになるのである。

彼の初期の活動において重要であったことは、二度にわたる建築探訪の旅行であった。彼は、古くから残る世界の著名な建築を見て回った。一九〇七年に彼はイタリアを訪問した。また、一九一一年には、「東方の旅」と呼ばれる旅行をし、トルコ、コンスタンティノー

ブルのハギア・ソフィア寺院や、ギリシャ、アテネのパルテノン神殿などを見て回った。この時得た感動が、彼の、後の活躍の源泉となっているのである。

その後、彼は、オーギュスト・ペレ（一八七四～一九五五。鉄筋コンクリート造の建築を確立させるのに大きな業績を上げた）やピーター・ベーレンス（一八六八～一九四〇。ドイツ工作連盟で活躍し、近代建築の初期において活躍した）といった、当時一流の活躍をしていた人達に師事をし、キャリアを積んでいった。こうして、一九一七年、彼はスイスからフランスへ移り、本格的な活動を開始した。

彼の名声を世界的なものとしたのは、一九二〇年代の、様々な分野におけるめざましい活躍であった。

まず、建築以外の分野では、彼は絵画において才能を発揮した。彼は抽象絵画に取り組み、彼の画風はピュリスム（純粹主義）と呼ばれた。また、彼はいすなどの家具の設計も行い、展覧会に出品するほどだった。

そして、建築の分野では、彼は全く新しいタイプの住宅を次々と発表していった。それは単に、住宅のデザインが新しくただだけでなく、市民の生活に適した、実用的な住宅であった。

しかし、時として彼の建築が斬新すぎたために、人々から理解されないこともあった。最も有名な例としては、一九二七年の、国際連盟宮の設計コンペにおける事件が挙げられる。ここで彼は、近代的機能的な建物（この時、彼は既に音響や空調の問題を扱っていた）を提案したが、保守的な建築家の反発によって、結局彼の計画

は実現されなかった。

彼は、本当に便利な建築とは何か、ということを常に探りながら、建物の設計をした。それでも自分の主張が伝わらない時は、彼は本を出版した。

それでは、これから彼の業績を詳しく見ていくこととしよう。まず、彼が活動を開始する直前の時代に建築がどのような局面を迎えていたのかを明らかにする。

三、近代建築の誕生

一八世紀後半、イギリスから産業革命が始まると、建築の分野にも大きな変革が訪れた。

産業革命の結果として、まず、大量生産によって、安く均質に作られた、鉄・ガラス・コンクリートといった素材が建築の分野でも注目されるようになった。そして、工場や倉庫、オフィス、駅といった、以前にはなかった建物が必要とされるようになった。

当時、建物を設計する人達には二つのタイプが存在した。

一つ目は、従来の方法を受け継いだ「建築家」達である。彼らは市庁舎や裁判所といった公立の建物や、教会、オペラ座などを設計し、依然として上流階級の人々に建築を提供していた。そこでは、相変わらず立派なもの、豪華で美しいものが求められたので、彼らは建物の装飾を施す従来の手法を変える必要がなかった。

そして二つ目は、「工業技術者」と呼ばれた人達である。彼らは本来、工場の機械や汽車を設計していた。彼らは、鉄やガラスを、機械や鉄道といった、産業革命の直接の成果に持ち込むだけでなく、

それらを取り囲む工場や倉庫、駅、オフィスを作るのにも応用した。こうして彼らは、機械の設計から徐々に建物の設計にも手を延ばし始めていった。

「工業技術者」達の成果のうち、最も大きなものとしては、一八五一年、ロンドン万国博覧会のクリスタル・パレスと、一八八九年パリ万国博覧会のエッフェル塔が挙げられる。クリスタル・パレスは鉄とガラスで広大な博覧会場を作り、エッフェル塔は高さ三〇〇mにも達し、工業技術の進歩を人々に印象づけた。

しかし、「工業技術者」達の建物は、当時の一般の人々からは「建築」とはみなされなかった。人々は「建築」というと、やはり豪華な宮殿や、厳かな教会のようなものを連想した。人々の間には、まだ「建築には伝統的な装飾が不可欠」という意識が根強く残っていたのだ。

「工業技術者」達の作った建物の中には、鉄骨やガラスがむき出しで、武骨な印象を与えるものも多かった。中には、過去に用いられた装飾をまねして柱に取り付けるといった試みを行った者もいた。しかし、石やレンガとは全く外見の異なる鉄やガラスに同じ装飾を施しても成功するのには時間がかかった。

「工業技術者」達は、自らの建物を人々が美しい・立派だと思えるような水準にまで引き上げるにはまだ成功していなかったのだ。

それでも、ル・コルビュジエをはじめとする多くの、若い世代の建築家達の目には、旧来のやり方を維持する「建築家」達よりも、「工業技術者」達の取り組みの方が魅力的に映った。

なぜならば、まず、「工業技術者」達は、鉄やガラス、コンクリートなどの新しい素材を積極的に使っていたからである。そして彼らは、工業発展に伴う建物の変化、工場や住宅は、質素で実的なものが好まれるようになったこと。そして、建物の建設にも大量生産の原理が持ち込まれるようになったこと、に柔軟に対応する能力があつたからだ。

こうして、近代建築はつぎのような課題から出発した。すなわち、鉄、ガラス、コンクリートといった新しい素材で作られた建物を、単に実用的であるというだけの「建物」の段階から、「建築」の段階、人々がその建物を外から見たり、中で過こしてみたりして素晴らしい、美しいと思えるような段階、にまで引き上げるといふ課題である。

近代建築を志す人達は、単に過去の建築に施された装飾を真似するようなことはしなかつた。彼らは全く新しい方法で、近代という時代の建築にふさわしい、誰もが美しいと思える表現を確立させようと努力した。

その取り組みとして、例えば二〇世紀初頭におこつたアル・ヌーボーは、植物や昆虫をモチーフとした曲線を鉄製の手すりや壁の模様にするということを試みた。それは、誰の目にも美しい表現として映つた。しかし、アル・ヌーボーの複雑な曲線は、大量生産には向かなかつた。そのため、「近代という時代の建築」に適さず、短命に終わった。

四、近代建築の五原則

ル・コルビュジエは一九〇八年に、パリのオーギュスト・ペレの事務所で働いた。オーギュスト・ペレは、一九〇三年にフランクリン街のアパートという鉄筋コンクリート造の美しい建築を設計しており、このような師からの影響もあつて、ル・コルビュジエは、コンクリートという素材に着目した。

そして、さらに、彼とコンクリートという素材を結び付けたもう一つの理由があつた。

彼は、コンクリートで住宅を造ることによって、当時の古い住宅が抱えていた問題を一挙に解決できると確信していたのである。

それでは、彼は、どのような方法でこの確信を実行に移していったのであろうか。

一九一四年、彼は鉄筋コンクリート造による、「ドミノシステム」というものを考案した(図一)。

このドミノシステムは、本来、第一次世界大戦で荒廃した、フランスとベルギーにまたがるフランドル地方の復興のために考案された。その地方では、安価で大量に生産され、有り合わせのものを使つて素早くできるような住宅が要求されていたのだ。そこで彼は、床と柱を工場で大量生産し、現場で組み立てるといふ方法を提案した。ところで、このドミノシステムには壁がない。彼によれば、壁は「戦災の廃虚の残財」(ル・コルビュジエ全作品集第一巻、一六頁)といった、現場にある有り合わせのもので作られることになつていった。

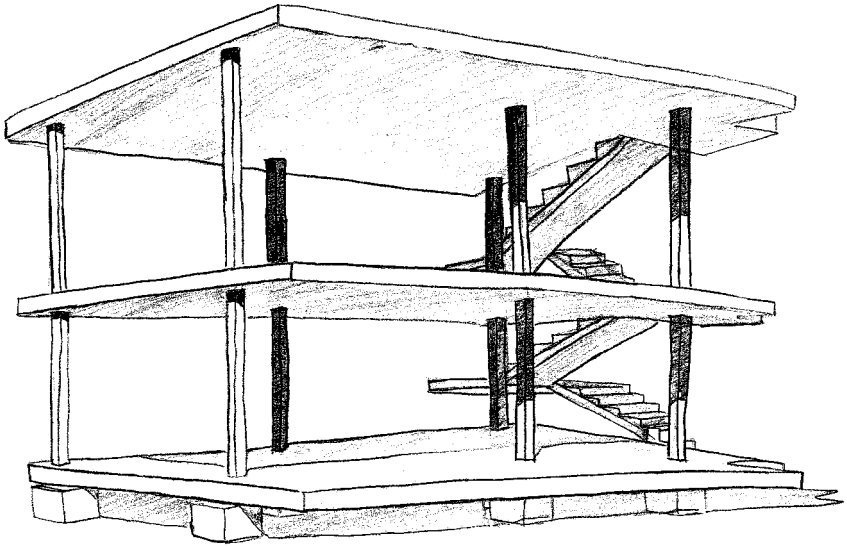


図1 ドミノシステム

このドミノシステムは、結局フランドル地方で建設されることはなかった。しかし、その原理は非常に重要である。

ドミノシステムでは、上の階の重さは全て柱によって支えられている。だから、壁は上の階の重さを支える必要がないのだ。ということは、壁をガラスなどの強くない素材で作ったり、さらには壁を取り除いたりしても建物を建たせることができるようになったのである。

その結果、壁は「建物を建たせるための堅固なもの」である必要がなくなり、単に部屋と部屋、建物の内側と外側を仕切る「仕切り」のようなものとなったのだ。

それでは、ドミノシステムによって、当時の住宅が抱えていたどのような問題を解決することができたのであろうか。

第一に、部屋の仕切り方向の問題を解決できた。

当時の家屋は、上の階の重さを壁で支えていたために、上の階と下の階は同じように壁を配置しなければならなかった。そのため、全ての階を同じように仕切る必要があった。その結果として、例えば広すぎるトイレができてしまったり、窮屈な居間ができてしまったりと、「部屋にはいつも余分の場所があり、いつも場所が不足していた」(『建築をめざして』一八二頁)という状況を生んでしまった。ここでドミノシステムを応用すれば、上の階の重さは柱によって支えられているので、壁の配置の仕方、つまり部屋の仕切り方は各階ごとに自由になる。こうして、各部屋の大きさや配置は、住む人の要求によって全く自由に決められるようになった。

第二に、彼の目には、当時の住宅は暗く、陰湿に映った。彼は、

人々の生活にもっと多くの光を取り込むことが人々の生活を快適にすると考えた。これを妨げているものこそ、建物の重さを支えるために分厚くなった壁であることに彼は気付いたのである。

ここで、ドミノシステムを応用すれば、窓を広くしたり、外側をガラス張りにする（カーテンウォール）ことができるようになる。こうして、人々の家の中に多くの光を取り込む事ができるようになったのだ。

このドミノシステムの発明からしばらくの後、一九二二年から、彼にもやっと実際の建物の設計依頼がくるようになった。

彼は、ドミノシステムを積極的に実際の建物に応用した。そして、ドミノシステムは、確かに部屋の仕切り方や採光といった問題を解決し、人々に快適な生活を提供しているという確信を得た。

さらに、ドミノシステムの応用によって、彼はピロティと屋上庭園という新しい住宅設備を考案した。

ピロティは、一階部分を柱だけで構成してそこに車を停めることができるようにしたものである。これは、建物の重さを柱だけで支えるというドミノシステムの直接の成果と言ってよいだろう。また、屋上庭園は、ドミノシステムによって、平らな屋根を作ることができたことによる成果である。

一九二七年、当時の先進的な近代建築家達がドイツ、シュトゥットガルト市で共同の住宅展示会を開催した。もちろん、ル・コルビュジエも、この展覧会に「軒の住宅を発表した。

彼は、これを機会に、ドミノシステムを応用することで得られたコンクリート造の建物の特長をまとめ、近代建築の五つの要点へ近

代建築の五原則」として発表した。その五つとは：

・自由な平面

彼は、ドミノシステムによって部屋の大きさや配置が自由に決められるようになったことを、「自由な平面」と呼んだ。

・ピロティ

・自由な立面

ドミノシステムを応用することで、今まで壁に埋めつくされていた立面（建物の正面や側面）が窓や、カーテンウォールなど実に多彩になった。このことを「自由な立面」という。建物に「自由な立面」があるということは、その建物が中に十分な光を取り込むことができるということの意味する。

・横長の窓

「自由な立面」を具体的に表すものとして彼が好んで用いたのが「横長の窓」であった。この横長の窓は、時には建物の幅いっぱい広がることさえあった。住宅に横長の窓を用いる利点として、彼は、部屋に一樣でも明るい光を取り込むことができるということを挙げた。また、横長の窓は、建物の見た目を軽くすることもできた。

・屋上庭園

彼は、横長の窓以外にも、もう一つ別な方法で人々の生活に光を取り込もうとした。それは、光のある庭である。そこでは、周りの建物によって光がさえぎられることはなく、道路の喧騒から離れ、緑・光があふれていた。

五、ル・コルビュジエの美

ル・コルビュジエは「建築は特に優れた芸術」、『建築をめざして』(一四頁)であると語り、建築に芸術性を求めた。建物が人々に住みやすさだけでなく、美しさも提供しなければならぬ、という彼のこのような考えは、近代建築の流れに沿つたものであった。

それでは、彼の建築美学とはどのようなものであったのだろうか。彼の建築美学を象徴する言葉が、次の言葉である。

一つの家屋は一つの住むための機械である。風呂、太陽、美と比例、肘掛けは坐るための機械である。…われらの現代生活すべての活動がそれらをつくり出した。…つくられた物は衣服、万年筆、シャープペンシル、タイプライター…リムジン型自動車、船舶と飛行機。われらの時代は毎日、その様式を決めつつある。(『建築をめざして』八五頁)

一九世紀以降の工業発展は様々な新しい機械や製品を生み出した。彼は新たに生み出された機械や製品に、ある種の美しさを感じていた。その美しさとは「ある物が実用的であると同時に形態的にも美しい」といつ美である。

例えば、飛行機は、人を乗せて運ぶという目的のために実用的な形をしている。そして、飛行機には、とりたてて装飾と呼べるような装飾は施されていない。それにもかかわらず、彼は、その流線形の外觀に美しさを感じたのである。

彼は、多くの機械や製品に見出されたこのような美しさを、当時の住宅に見出すことはできなかったのだ。

そこで彼は、「住宅を「住むための機械」と捉え、住宅にも、飛行機などに見られた「実用的であると同時に形態的にも美しい美」を与えるべきだと主張したのだ。

それでは、この「実用的であると同時に形態的にも美しい美」とは、具体的に何であろうか。そして、彼の考える、美しいものとしての「建築」とは一体どういうものなのだろうか。

建築に対する彼の考え方で特徴的であったのは、彼は、建築を立体として捉えていたということである。彼は、次のように語った。

建築とは光の下に集められた立体の蘊蓄であり、正確で壮麗な演出である。我々の目は光の下で形を見るようにできている。明暗によって形が浮び上る。立方体、円錐、球、円筒または角錐などは初原的な形で、光ははっきりと浮び上らせる。その像は明確で掴みやすい。曖昧さが無い。それゆえに、美しい形であり、もつとも美しい形である。…これは造形芸術そのものである。(『建築をめざして』三七、三九頁)

彼が設計した建築の多くは、柱や壁が白一色で統一されている。これは、彼が表面的な装飾にこだわらなかつたというよりも、むしろ、彼が柱や壁を立体として捉えていたからである。彼の目には、柱は円柱や角柱に、壁は直方体(の一部)に映った。彼はこれらの立体をつまく配置して美しい空間を作ろうとしたのである。

この際、彼の関心をひいたのは光である。彼は建築を捉えるものとして視覚を重要視し、目にはっきりと訴えるような単純で幾何学的な形、彼の言葉で言えば、「初原的な形」を用いた。

ところで、柱や壁、階段といったものは、部屋の大きさや場所を

決め、建物の役割を決める働きも持っている。

そこで彼は、建物を構成する部品である柱や壁、階段といった全てのものを実用的な面と美的な面の両方から同時に扱ったのである。実的な面からは、彼は、人々が快適な生活を送れるように部屋の大きさや配置を決め、柱や壁を配置した。

また美的な面からは、彼は柱や壁を立体と捉え、建物の中に光を採り入れた。そして、それらの立体の明暗の対比によって、人々に何かを語りかけるような空間を作り上げようとしたのである。

彼は、このように、建物を構成する部品と光に注目することによって、実用的であると同時に形態的にも美しい美を建築の中で実現させようとしたのである。

六、サヴォア邸

ル・コルビュジエは、一九二二年に設計されたヴォークルソンの独立住宅を初めとして、一九二〇年代の終わりまでに二〇軒以上の住宅を設計した。これらの実際の住宅設計によって、彼は腕を磨き、デザインを洗練させていった。

一九二九年に設計されたサヴォア邸（図2）は、彼の建築美学がよく表されている傑作である。ここでは、このサヴォア邸がどのような考えの下に設計されたのかを見てみようと思う。

この建物は、眺めの良い丘の草地の上に建っている。「より良い眺めを得るためには視点を高くしたほうがよい。それに、草地は湿気が多く、住居の主な部分はなるべくここから遠ざけるべきだ」彼はこのように立地条件を分析した結果、駐車場を除いた、居間・寝

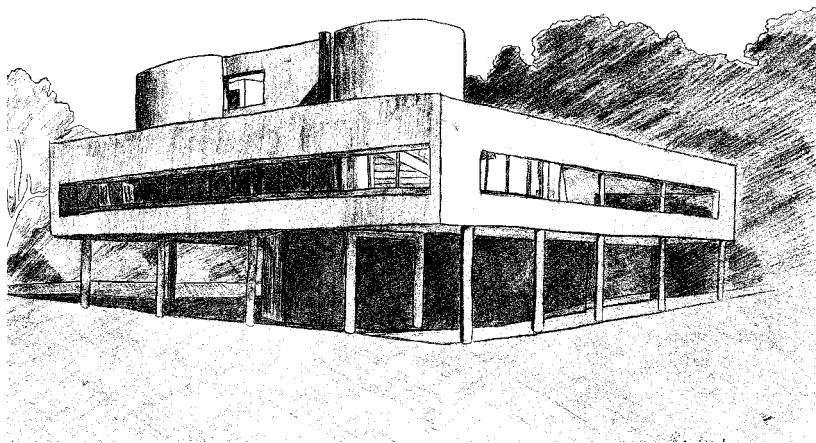


図2 サヴォア邸の外観

室・台所・庭といった住居の主要な設備のほとんどを二階に持ち上げることにした。

特に庭を二階に持ち上げたことは、その庭に十分な光を取り込むことを可能にした。

さらに、彼は庭に面してガラス張りの居間を置いた。そうすることによって、庭に入った光はそのまま居間に流れ込み、さらに庭の景色を居間から眺めることもできるようになった。こうして、この居間は光のおふれる理想的な居間となった。

この建物の二階部分は庭と居間の他に台所や寝室など、様々な部屋があるが、それらは正方形の外枠に実にすっきりと収められている。こうして建物の外観が形作られた。この外枠の四周には横長の窓が施され、外からの光と眺望をこの建物の至る所に提供している。

次に、建物の内部に視点を移してみる。例えば一階の玄関ホールを見てみると、そこでは、柱や壁、らせん階段といった建物の要素のほとんどが白く塗られている。それらは暗いところでは影となり、明暗が対比され、立体感を強調している(図3)。彼はこのようにして、広い空間に変化やリズムを与えて空間を生き生きとさせているのだ。

サヴォア邸は彼の建築美学が余す所なく表現されている建築なのだ。

七、インターナショナルスタイル

ル・コルビュジエがサヴォア邸を完成させたのと同じ頃、ドイツのワルター・グロピウスは一九二六年に「テッサウ」バウハウス校舎

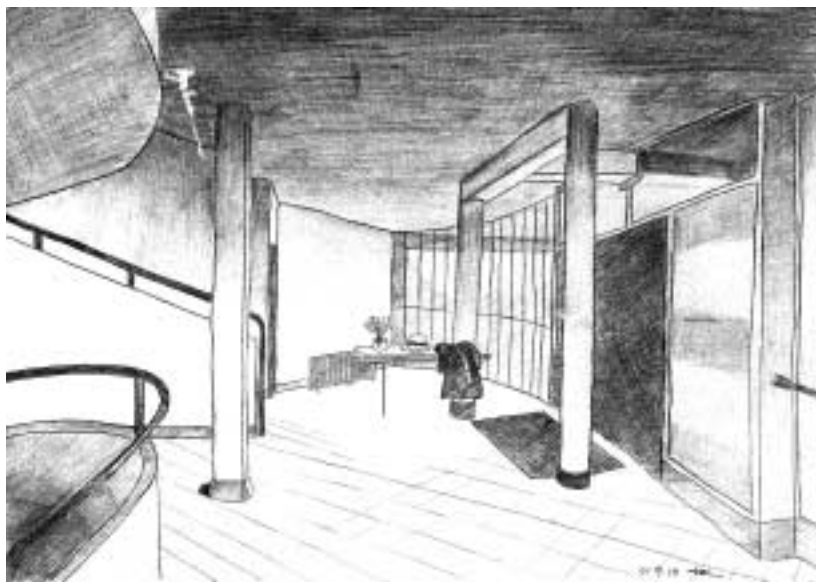


図3 サヴォア邸の玄関ホール

を、また同じくドイツのミース・ファン・デル・ローエは一九二七年にバルセロナ万国博覧会のドイツ・パビリオンを完成させた。

前者のワルター・グロピウスは、大きなガラス窓を配したコンクリート建築で知られ、後者のミース・ファン・デル・ローエは、ガラス張りの高層ビルを提案していた。そして、二人はそれぞれ独自の作風、美字を持っていた。

このように、一九三〇年前後には、鉄・ガラス・コンクリートといった素材で美しい建築を作る人が、ワルター・グロピウス、ミース・ファン・デル・ローエ、そしてル・コルビュジエも含め、次々と現れた。

こうして、鉄・ガラス・コンクリートを用いた近代建築は、一九三〇年頃には美しい「建築」として多くの人々から認められるようになった。

ところで、ニューヨーク近代美術館で建築展を企画していたアメリカのフィリップ・ジョンソンとヘンリー・ラッセル・ヒッチコックは、ル・コルビュジエ、ワルター・グロピウス、ミース・ファン・デル・ローエらの建築に似通った特徴を見出した。

第一に、彼らの建築は、いずれも透明なガラス窓と白一色に統一された壁という、シンブルな外観を特徴としていた。

第二に、彼らの建築は、どれも見た目が軽やかであった。例えば、一階部分に細い柱のピロティを持つル・コルビュジエのサヴォア邸は、建物が宙に浮いているかのような印象を与えた。また、ワルター・グロピウスは、デッサウ＝パウハウス校舎で大きなガラス窓を用いた。そして、建築に透明感を与えることで見た目を軽くする工夫を

施した。

フィリップ・ジョンソンとヘンリー・ラッセル・ヒッチコックは、一九三二年にこのような共通の特徴を持つ彼らの建築をひとまとめにして「インターナショナルスタイル」と名付けた。

ル・コルビュジエは、サヴォア邸が高く評価され、インターナショナルスタイルの建築家の中心人物と見られるようになった。

八、一九三〇年代以降のル・コルビュジエ

ル・コルビュジエは、こうして一九三〇年頃から、世界中の注目を浴びるようになった。

そして、一九三〇年代以降、彼は活動の場を、フランスを中心とするヨーロッパから世界中に広げていった。

とりわけ、アフリカや南米での仕事があるもとに舞い込むようになったことは、一九三〇年代以降の彼を考えていく上で非常に重要である。

彼はエラズリス邸（チリ、一九三〇年）、アルジェの都市計画（北アフリカ、アルジェリア、一九三〇～四二年）、保健教育省（ブラジル、一九三六年）等のように、ヨーロッパとは気候も工業レベルも異なる国々での仕事をこなしていった。

これらの国々では、彼がそれまで主張してきたことがそのままでは通用しないことが多かった。例えば、彼は一九二〇年代には、建物に多くの光を取り込むべきだと主張して窓を大きくとり、屋上庭園を建物に施した。しかし、熱帯地方で同じことをすれば、それは強烈な日差しと熱を建物の中に取り込むことになってしまう。

このように、アフリカや南米での仕事は、彼の建築デザインに変化を迫った。しかし、彼は逆に環境の変化を利用して、新しい建物の設備や表現方法を編み出していったのである。

ヨーロッパ以外での国での仕事の成果として、第一に、彼はブリーズソレイユというものを発明した。

ブリーズソレイユとは、熱帯地方の強烈な日差しと熱を防ぐために、窓の前にコンクリートのひさしを取り付けたものである。これは、一九三〇年代中頃に考案された。そして、北アフリカ、南米、さらには一九五〇年代のインドにおける彼の建築のほとんどに取り付けられた。

第二に、彼は建物の素材として石や木を使うことも試みた。

彼は、一九三〇年にチリのエラスリス邸を建てた際に、コンクリートを扱うことのできる熟練した労働力を得ることができなかった。そこで、彼は初めて石や木を用いて住宅を建てた。彼はこれをきっかけに石や木やレンガの持つ質感に価値を認めた。そして、例えばパリ郊外の週末住宅（一九三五年）のように、コンクリートで建物を作ることができる土地で、あえて石積みみの壁でできた建物を作るということも試みた。

一九三〇年代以降、彼はヨーロッパで仕事をするのと並行して、ヨーロッパとは異なる環境で刺激を受け、新しい建築デザインを試し、自身の表現力を豊かにしていった。

そして、単純で幾何学的な立体の組み合わせによって建築を作り上げてきた彼の作風も、彼の表現力が豊かになるにつれ、徐々に変化していった。

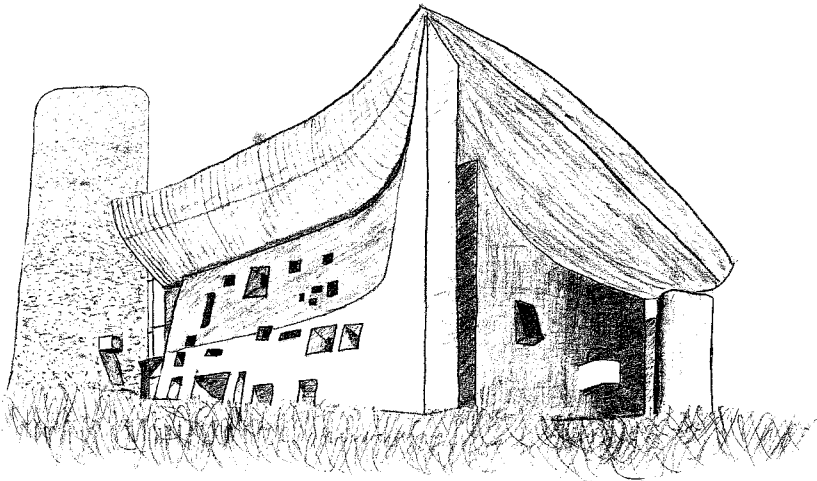


図4 ロンシャンの礼拝堂の外観

九、ロンシャンの礼拝堂

一九五〇年、彼はロンシャンの礼拝堂という教会の設計に取り組んだ。この建築は、彼の後期の傑作として知られている（図4）。

彼は、この建築で、年に数回ここに集まる巡礼者達のための儀式の場を提供することが求められた。

それでは、彼はどのようにして巡礼者達に宗教的な感動を起こさせるような、厳かな内部空間を作り上げようとしたのだろうか。

彼は次のように語った。

私は信仰の奇蹟は知らないが、造形感情の完成ともいつつべき

このえも言われぬ空間のそれはしばしば見た。『モテュロール』

一三三頁、及び『近代建築の系譜（下）』四四四頁）

彼は、信仰の奇蹟と美しい空間が与える感情の奇蹟を重ね合わせ、信仰の奇蹟を空間の奇蹟によって表現しようとしたのだ（図5）。

そのために、彼は第一に、礼拝堂の壁にいくつもの小さな穴を設け、そこに色ガラスをはめこんだ。そして、壁と屋根の間に細いスリットを入れた。これらによって、彼は、細い光のすじをいくつもの礼拝堂の中に流し込むことに成功し、実に神秘的な、厳かな内部空間を作り上げることに成功した。

第二に、彼は壁を白一色にし、それ以上の装飾を施さなかった。そして、いくつかの採光塔によって上からおだやかに光を採り入れた。こうすることで、光は白い壁に明暗のグラデーションをなし、実に美しいものとなった。

特に、脇祭壇の光のグラデーションは、彼が言った通りの、信仰

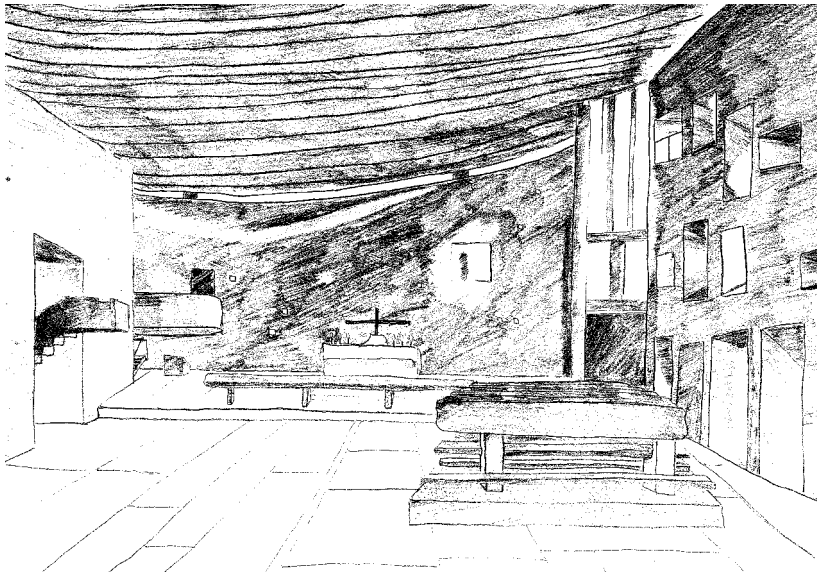


図5 ロンシャンの礼拝堂の内部空間

の奇蹟を感じさせるかのようだ(図6)。

こつして、彼は光を巧みに操り、すばらしい内部空間をもつ建築を設計することに成功した。

ところで、このロンシャンの礼拝堂の彫刻的な外観は、彼の表現力の奥深さを感じさせる。なぜ彼は、それまでに自分が手掛けたこの建築にも似ない表現を、このロンシャンの礼拝堂で試みたのだろうか。

それは、この建築が彼にとって初めての教会建築であったからである。

彼が多く手掛けた住宅とは異なり、この建築は中に人を住まわせるということを目的としていない。その代わりに、この建築には、

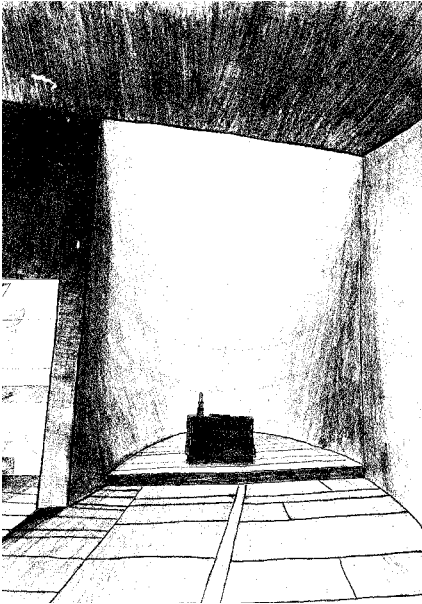


図6 ロンシャンの礼拝堂の脇祭壇

集まってくる巡礼者達に宗教的な感動を呼び起こすという、特殊な役割が強く要求された。そのために、彼は全く新しい方法を用いて、この建築に美しい空間を作らざるを得なかったのだ。

一九三〇年代以降、表現力を豊かにしていった彼は、独特の空間を要求する教会建築と出会い、自身の表現力を最大限に発揮した。

彼は曲線を自由に用いてこの建築を作り上げた。そして、世間の多くの人々は、幾何学的なフォルムのサヴォア邸を作った彼が、このような建築を作り上げたことに驚きを隠せなかった。

しかし、世間の人々の思い込みとは異なり、彼はインターナショナルスタイルという枠組みの中で、似たような形を作り続けるというようなことはしなかった。

インターナショナルスタイルという言葉は、彼の長年の仕事の中で、一九二〇年代という、たった一〇年間を象徴する言葉に過ぎないのだ。

彼は、常に美しい空間を提供するということを目指し、そのためには、あらゆる表現を試みるデザイナーの柔軟性を持っていた。

十、国立西洋美術館

最後に、日本にある唯一の彼の作品である、国立西洋美術館(一九五九年、東京、上野)について述べておきたい。

これは、戦後、日本政府の熱心な働きかけによって実現した。この美術館は、実業家であった松方幸次郎氏のコレクションを展示するために建設された。この松方コレクションは、当時、第二次世界大戦の戦利品としてフランスに渡っていた。戦後になって、それが

日本に返還されることとなり、その条件として、松方コレクションを受け入れる美術館を新たに作る事が求められたのだ。幸い、彼の許へ師事しに行った日本人建築家が何人もいた縁で、この美術館の設計は彼に任されることとなった。

さて、この美術館の展示室は二階にある。一階のピロティの部分には、入口や受付が配置されている。展示室の配置は、彼独特のもので、建物の中央から四角く渦を巻くように配置されている。人々は、一階から入って建物の中央から二階の展示室へ入り、二階を一周するようにして展示物を見ていくのだ。

このように展示物を配置したことによる利点は、第一に、人々が行った来たりすることなく、順番に展示物を見て回ることができるといふことが挙げられる。

第二に、彼は、このような美術館を「無限に成長する美術館」と名付け、展示物が増えれば、らせんの巻き数を増やすことにより簡単に美術館を拡張できるということを挙げた。

こうして、彼は「渦巻型美術館」というものによって、美術館という役割をもった建物にも解答を与えたのだ。

実は、このような美術館は、一九二九年には彼の構想にあったのだが、それが初めて実現したのは、一九五六年のアーメダバード（インド）においてであり、この国立西洋美術館が二作目であった。

さて、この建築で最も印象的なのは、展示室に入っていくすぐの大ホールである。この建築では、彼は再び幾何学的な形を用いた。ここでは、上に大きな三角錐の採光塔が置かれ、光を取り込んでいる。光の強さは、美術館にふさわしく、程よい明るさとなっている。柱は

円柱で、光の明暗ははっきりとした区別がなされ、空間を引き締めている。ここでは、『建築をめざして』の中で彼が述べた、「明暗を浮び上らせ、曖昧さが無い初原的な形は最も美しい」という彼の考えがそのまま形となっているのだ。そして、彼は三〇年前に発見したこの美しさが、未だに効力を失っていないことを自ら示したのだ。

結論

それでは、本論を踏まえた上で、彼のどのような業績が、世界の建築に影響を与えたのかを見てみよう。

第一に、彼は近代建築を確立させた。

彼は、産業革命の成果であったコンクリートという素材を研究した。そして、「ドミノシステム」、「近代建築の五原則」を発表し、近代になって台頭した市民達の生活にふさわしい住宅を提供した。また、彼はコンクリートでも美しい表現ができることを示した。サヴォア邸に代表されるこの美しい表現は、インターナショナルスタイルとして世界中に知れわたった。そして、近代建築、それは、鉄・ガラス・コンクリートを使って美しい建築を作ろうという試みであったが確立したことを人々に印象つけた。

第二に、彼は建築における美の本質に迫ろうとした。

彼は、インターナショナルスタイルの中心人物と見られるようになってからも、一つ一つの建築に向き合い、それぞれの建築の立地条件や役割を詳細に検討した。そして、全ての建築に対して、それにふさわしい形を与えていったのである。彼は決して画一的なデザインに陥ることはなかった。彼は晩年に至るまで、あらゆる表現

を試して建築における美を追求したのである。

第三に、彼は建築を人々にとって身近なものとした。

明暗の対比によって美しい空間を作り出す、という彼の建築美学は明快であり、人々に広く受け入れられた。また、彼の美しい建築は多くの人々をひきつけ、彼の作品を通して建築に親しむようになった人が大勢現れた。

何よりも、彼の最大の業績は美しい建築を数多く残したということに尽きる。彼はこうして、建築の本質に迫った一方で、その建築の本質を我々に広く認知させようとしたのだ。

最後に、私は彼の建築を振り返って感じるものがいくつかある。

一つは、彼が人間というものを非常に愛していたということだ。彼はなぜ近代建築の五原則を考え、人々の生活に光や緑を取り込もうとし、建物の役割を常に考えたのだろうか。それは、彼が自ら設計した建築によって人々を満足させたからである。

そしてもう一つ、彼は私に建築で感動することを教えてくれた。サヴォア邸の光の居間、ロンシャンの礼拝堂の内部空間。これだけに限らず、彼の建築にはどれも美しい空間があふれていた。このよくな美しい空間の持つ力が、私を建築に向かわせ、言い様のない素晴らしさを私に与えてくれるのである。

参考文献

○彼の著書

『建築をめざして』ル・コルビュジエ著、吉坂隆正訳、鹿島出版会
一九六七年

本論の基礎となった書物。原著は一九二四年出版。建築を美しいものと捉えていた彼の理念が記されている。彼が「住宅は住むための機械」と語ったのは本著においてである。

『住宅と宮殿』ル・コルビュジエ著、井田安弘訳、鹿島出版会
一九七九年

国際連盟宮コンペの彼の案に関する詳しい記述と、彼を落選させた保守的な建築家に対する批判が書かれている。他に、機能的な建築、建築の美しさに関する記述や、彼の作品の写真もある。原著は一九二八年出版。

『モデューロール』ル・コルビュジエ著、吉坂隆正訳、鹿島出版会
一九七六年

○彼の作品集

『ル・コルビュジエ全作品集第一〜七巻』W・ボジガー、O・ストノ口フ編、吉坂隆正訳、A・D・A・エディタ、一九七九年

彼の作品に対する彼の考えを直接知ることができる重要な書物である。図版も非常に多く、彼の建築の美しさが一番良く分かるのはこれである。第一巻には、ドミノシステム、一九二〇年代の全ての作品が収められている。サヴォア邸は第一巻、ロンシャンの礼拝堂は第五巻に収録。

○彼に関する著書

『ル・コルビュジエ』ノルベルト・フーゼ著、安松孝訳、バルコ出版
一九九五年

入門書としては最適だろう。図版も多く、少し知られている彼の作品のほとんどに説明がされている。

『ル・コルビュジエの生涯』S・V・モース著、住野天平訳 彰国社 一九八一年

次の四冊は学校の図書館にある。

『現代建築家シリーズ ル・コルビュジエ』二川幸夫写真、坂倉準

三・磯崎新文 美術出版社 一九七五年

『GAシリーズ 7 ル・コルビュジエ ロンシャンの礼拝堂』

A・D・A・エディタ

『GAシリーズ 11 ル・コルビュジエ ラ・トゥーレットの修

道院』A・D・A・エディタ

『GAシリーズ 18 ル・コルビュジエ マルセイユとベルリン

のアパート』A・D・A・エディタ

○近代建築に関する書

『近代建築史』石田潤一郎・中川理編 昭和堂 二〇〇〇年

『近代建築の系譜 一九〇〇年以降 上・下』W・カーティス著、

五島朋子・澤村明・末廣香織訳 鹿島出版会 一九九二年

○建築史に関する書

『カラー版 西洋建築様式史』美術出版社 一九九五年

図版がカラーであり、体系的で分かりやすい。

○インターナショナルスタイル関連

『インターナショナルスタイル』H・R・ヒッチコック、P・ジョ

ンソン著、武澤秀一訳 鹿島出版会 一九七八年

インターナショナルスタイルを定義した重要な書物。また、どの

ような建築がインターナショナルスタイルに属するのかという多くの

例が写真入りで示されている。

司法が変わる・司法よ変われ

高一 一 佐々木 豪

まえがき 司法改革の流れ

「司法制度改革審議会意見書」についての私見

二〇〇一年六月二日、司法制度改革審議会は二年間にわたる調査審議を経て、「二一世紀の日本を支える司法制度」と副題をつけた意見書を内閣に提出した。意見書では、憲法の目指す「法の支配」の理念に基づき社会を実現すべく、統治機構一般のあり方から国民がどういう意識を持つべきかに至るまで、壮大なスケールで記述されており、その中で司法が果たすべき役割についても、一定の方向性を示すことができたと言えるだろう。おそらくは、この意見書が戦後停滞していた司法改革の流れを加速させる、ひとつの大きな足がかりになるであろう。しかし、理念は良いとして、各論に目を向けてみると、必ずしも抜本的改革と言えるものばかりではない。例えば「裁判官制度」については、本格的な法曹一元の導入は見送られるなど、二〇〇〇年末の中間報告の内容から、大きな進展があったとは言えない。このように、具体的な改革案に注目してみると、新しい時代に適合するまったく新しい司法制度を構築しようという考え方で、現状の利点はそのまま生かし改善を加えることでより良

い司法を目指そうとする考え方の間の「妥協の産物」という印象を拭い去ることができない。それを「日本独自の司法」と言ってしまうのはそれまでなのだろうが、この審議会に寄せられていた期待の大きさを考えれば、もう一步踏み込んだ案を提示するべきであったと言えるだろう。

しかし、そういった難点はあるにしても、法曹人口の大幅増加や法科大学院の構想を盛り込み、何より利用者の立場にたった改革であることが強調されている点は評価するべきであり、またこうした内容の実現のためには、必然的に今までの司法制度のあり方は抜本的な改革を迫られることになる。重要なことは、この報告書をこの国の司法制度を考える上で的一步と捉え、その理念を実現するためのより具体的な制度設計を早急に行なうことであり、また新制度への移行後も柔軟に議論が重ねられ、現代の社会状況によりふさわしい制度への更なるステップアップが行なわれるように十分留意することである。報告書に盛り込まれた内容は多岐にわたる、そのこと自体が総花的であるという批判も受けているが、その理念の実現のためにはまず何から取り掛からなければならぬのか、優先順位を明確に示し、それを着実に実現していくことが政府に求められているのである。改革の方向性はこの報告書である程度示された。あとはそれをどう筋道をつけて実現していくかである。勿論改革が成功を収めるまでには、種々の障害があることは予想される。改革の対象となる法曹の一部には今なお反発があると言われ、また財務省などからクレームがついているのも事実である（注〇）。

改革の実現のためには、まず何より二一世紀の司法を担っていく

ことを期待されている、弁護士をはじめとした法曹自身がすっかりとした自覚を持ち、その役割を十分果たせることを示さなければならぬだろう。そして国民自身の意識改革も、同時に求められることになる。

日本の将来像と「司法改革」

～自律的個人と司法～

(1) 法の支配と自律的個人

経済、文化、環境対策と、あらゆる政策面で遅れをとっている日本であるが、二二世紀、日本は一体どうあるべきなのだろうか。この国の向かすべき方向として、いくつか方針をあげるとすれば、規制緩和、情報公開、法の支配の徹底と、この三点がとりわけ重要な柱である。勿論これらは相互に補完しあつてひとつの完成した社会になるわけであるが、いずれを行なうのにも、政策の貫徹までの過渡期には、我々はかなりの犠牲を払わねばならないであろうし、相当ドラスティックな改革を断行しなければならぬだろう。

規制緩和というのは、言葉は「緩和」であるが、その意味するところはむしろ「分権」である。要するに、中央から地方へ、国から民間へ、さらに個人へと、様々な権限・権利が移譲されていくのである。一般的には、この流れの、とりわけ市場における官から民への権限・権利移譲という断面を、規制緩和というのであるが、ここでのいうのはもっと広い意味で、権限・権利の分散という意味である。憲法にも明記されているとおり、日本は国民主権の国家である。

勿論、実際には立法、行政、司法の三府が国民に代わつて統治を行なうわけだが、しかし、だからといって、ここで国民を統治の単なる客体と見るのではない。いかなる国家権力といえども、それは国民の利益を代表する形で行使されるのであり、その過程において、本来ならば国民はまさに統治の主体なのである。いかなる国家権力も、不当に国民の自由を奪つことはできないし、また国民を管理することもできない。しかし、今日まで日本において、本当に国民主権が実現されてきたと言えるだろうか。実際には、この国においては一貫して行政の力が強く、国民を管理しようという意識が強かつたと言われる。また一方で国民の側も、管理される立場という、ある意味では無責任で楽な地位に甘んじてきたという実態がある。管理したがる行政と、管理されたがる国民。その結果、現在のような他の先進各国と比べても非常に強大な行政システムが形成され、中央集権的な官僚システムが築き上げられてきた。ただ、今までは企業も国民も行政規制のぬるま湯につかつていても、さほど不利益を被ることはなかった。むしろ、戦後の日本が、経済復興、発展を遂げる上で、行政が主導権を握り、国民がそれに従うというシステムこそが、うまく働いたという面は強い。

しかし今日、行政があらゆる権力を握り、リーダーシップを取つていくという、中央集権的、官僚集権的な国家運営という非効率で不透明、非民主的なやり方が行き詰まっているのは明白である。それは単に、市場において行政による過剰な規制が企業の競争力を奪つたことにとどまらない。例えば環境の面でも、行政は経済の発展を何よりも優先したために、環境に配慮する明確な法律もできず、

企業の公害等の環境問題への対策は遅れに遅れた。これも、我々国民が、自らの権利を守るためには、自分たち自身が積極的にルールを作って企業を律していこうという意識をもたず、不透明な行政の指導に任せてきたことのツケといえるのではないだろうか。これからは、我々ひとりひとりがルールを作る作業に参画し、企業あるいは自身を律していかなければならない。

また、行政主導の社会においては全国一律の基準で物事が処理され、地域の個性であるとか、個人の個性であるといったものがないがしろにされてきたということも、一般的に言われていることである。地方においては、都市化することこそが幸福だという錯覚に陥り、地域独自の文化を捨て、ビルを建て、各種の利権争いとの相乗効果でさらに、新幹線が通り、各種イベントが開催された。その結果、地方の財政は逼迫し、地域独自の個性は急速に失われていった。国から原発を作れと言われれば作り、そのかわりに国から財政的な援助をもらおう、そういうた地方と国の関係の問題点も浮き彫りになっている。教育も、誰に対しても同じものが行なわれ、個性がないがしろにされてきた結果、独創的思考力のない金太郎飴的な日本人、企業が形成されてきたという指摘も、国の内外を問わずある。勿論、市場においても、一律な規制がかけられ、消費者の選択の幅も狭められた。今日に至るまでこついった状況であったからこそ、今、個人の尊重」ということが強調され、分権」が叫ばれるのである。

こつした時代の流れの中で、社会全体が、従来の行政による不透明で非効率な事前規制を廃して、事後監視・救済型の社会へと転換

を図っているのである。透明なルールの下に、自律した個人が自由かつ平等に、そして統治の主体として、責任を持って行動する、本来の意味での国民主権の国家の形成が求められているのである。

もし本当に、現在の組織を基調とする社会から、個人を基調とする社会への転換が図られれば、例えば新薬を服用したいときに、何年もの間、時間はかりかり非効率な、行政の認可を待たねばならないなどという、患者にとつても、企業にとつても理不尽な状況も解消されるかもしれない。しかしそこから先は、真に自己責任が強く求められる社会である。

これはやや極端な言い方かもしれないが、今の新薬の例でいえば、今まではどの薬を服用するべきかを官僚が決めていたのである。それを、規制を緩めることにより、己の責任で、より自由に選択できるようにするのである。こつした社会では、ひとりひとりそれぞれで、その薬が「安全」かどうかを見極める必要性が一層高くなっていく。従って二番目にあげた情報公開が非常に重要な意味をもってくるのである。官、民を問わず、あらゆる組織が、我々の生活にかかわるあらゆる情報を公開していかなければならない。そのためには、国も努力をしなければならぬし、企業も当然血を流さなければならぬ。しかしそれを求めていくのは紛れもなく我々国民である。我々国民こそが、社会秩序を形成していくのである。

ところで、行政が介入しない自由な社会では、当然今まで以上に利害の対立が激しくなるであろうし、弱者が不当な不利益を被る可能性も出てくるだろう。したがって、国民の間で起きる様々な紛争を公正かつ透明なルールの下で適正かつ迅速に解決される仕組みを

確立することが、この事後監視・救済型社会の前提となるのである。先程の例で言えば、もし新薬を服用したがために、何らかのトラブルに巻き込まれてしまった場合、一体どうすればいいのだろう。今までは、このようなケースで泣き寝入りをしていたかもしれない。暴力団に口止めされたかもしれない。しかしこれからは、基本的には、訴訟を通じて、自らの責任で、企業と争い、自分たちが作ったルールに基づいた司法の判断を仰ぐのである。

そして、このような社会　行政が不透明で非効率的な指導や規制を行なうのではなく、我々自身が社会の一定のルールを決め、その範囲内で、個人が不当な規制を受けることなく、自由に、ただし責任をもって行動する社会　こそが、三番目にあげた法の支配の徹底された社会なのである。理想主義的で官僚主導の法治主義から現実主義的で国民主導の法の支配へ、日本もその考え方を大きく転換させなければならぬ(注1)。この法の支配の徹底こそが、真に国民主権を実現し、活力ある日本を取り戻すための最後の要である。事前規制ではなく、ルールを作るという形で正義を実現する方法として、ひとつは立法を通じての働きかけが考えられるが、他方で法解釈を通じての司法の判断にも、三権の一翼を担うものとして、その役割が求められている。このような、積極的な司法のあり方が法の支配を徹底する上で、その前提条件として、今強く求められているのである。

(2) 「規制緩和」論の限界

さて、ここまででは一般論として規制緩和の必要性を主張してきた。ただし、注意を要すべきことは、ここでの主張は決して、純粹に新

古典派経済学的な意味での「規制緩和」を言っているわけではないことである。本稿の主張は確かに、国民により多くの権利を移譲し、社会に対する責任を負わせることにより、より身近で暮らしやすい、地域独自の特色を生かした政治、統治を実現し、また適正な競争によって、市場における取引がより透明に、安定的に、効率的に行なわれるようにするべきだということであるが、それは必ずしもあらゆる規制の撤廃を言っているのではない。

経済的な側面でいえば、もし規制の一切ない、一九世紀的な契約法が想定するモデル状態、すなわち「契約自由の原則」と「私的自治の原則」(注2)がいかなる場合においても貫かれる市場こそが、「規制緩和」で目指すべきものとして想定されるのならば、そこには必ずと限界がある。勿論、環境対策や、障害者や高齢者等の保護など、福祉国家としての政策的規制は当然としても、それ以外の規制が不要であるのかと言えは、必ずしもそうではない。以下に、市場での取引において中核をなす、契約法の分野での「規制緩和」をめぐる議論を踏まえつつ、そのことを論ずる。

契約法のモデル状態においては、見ず知らずの合理的個人同士が出会い、申し込みと承諾が行われることによって成立し、債務の履行または不履行による解除をもって終了するという、極めて単純化された契約が典型的契約として想定されている。ただし、そうした単発的取引においてはお互いの行動によって、一定の合理的帰結を見ることが可能であろう。しかし、現実の取引社会で行なわれている契約は、必ずしもそのように一般化できるものばかりではない。現実に行なわれる取引は、多かれ少なかれ、ある一定の関係の中で

継続的に行われる長期的取引であるという側面を持っている。賃貸借契約や労働契約はその一例である。また最近では、代理店契約やフランチャイズ契約といった、古典的契約法概念が確立した当時には、まったく想定していなかったような新たな契約類型も現れてきている。では、こういった長期にわたり継続する契約において、将来生じ得る事情の変化、新たなコストの発生を予測して、それを内包した契約を予め結んでおくというふうなことが、果たして合理的に行なわれ得るのであろうか。実際には、契約の当事者の合理的判断能力は、この種の契約においては限界があると言える。パブル期には地価の高騰を当然の前提とした契約が大手企業間でも、次々に結ばれたが、パブル崩壊後は、その契約の修正を求める訴えが相次いでいる。これらは、たとえ大手企業であれ、将来の大幅な事情変更を予測することは、非常に困難であり、また正確な予測ができたとしても莫大なコストがかかるということを示している。ここでは、パブルに踊った不動産業者を救済せよと主張しているのではないが、現実的な問題として、契約締結時において双方当事者とも、地価がこれほどまで下落するとは予測していなかったわけである。問題はこういう事態が契約一般において十分起こり得るといふことである。このように人間の合理的判断能力に限界があることや、契約が合理的判断のみによって行なわれるのではなく、そこに恣意の介在する余地がある点を考慮すると、正しい情報さえ与えられれば当事者は合理的行動をとるはずだという理論モデルは、必ずしも妥当するとはいえない。

民法学の内田貴氏は、古典的契約概念はある特定の時代において

説得力を得たパラダイムに過ぎず、今日において必ずしも通用しないことを主張している。氏の論文(注3)に依りつつ話を進めると我々は経済学的モデルが示すような、社会的関係から切り離された個人ではない。長期的取引においては、まず当事者間に信頼関係を築くことから始まり、それを基礎にお互いに取引をし、必要な投資をする。そして、問題が発生した際には、必ずしも契約書の文言にとらわれないで、その契約の目的達成のために当事者間で柔軟に協議するというのが、実際の取引である。重要なことは、このようになるべく柔軟に、そしてなるべく契約を継続させるように交渉を行なうことは、単に特定の業界においてそういうことが多いというベルの話ではなく、そうするべきだという規範となっているということである。つまり、当事者がその関係の継続性に対して十分合理的な期待を持ち得ることである。そうした「関係的契約」が規範としての合理性を持ちえたのは、ひとつには先程挙げた長期的な判断の困難性があるだろう。将来への予測が困難である以上、事態の変化が生じた際に、契約書とどりに処理して、どちらか一方の当事者が、その関係を維持できなくなるにより甚大な不利益を被るよりも、契約の内容を柔軟に解釈して、できる限りその関係を続けるように誠意を持って協議する、場合によっては契約の改訂も行なうことの方が、より実質的衡平にかなっているという感覚である。ともあれこのように、我々の実際の契約はある一定の関係を基に行なわれているのである。それは企業間であってもそうであるし、賃貸借における大家と店子の関係、あるいは消費者のある特定の業種に対する信用に至るまで形は様々である。そして、その当事者間

の関係を基礎とした、継続性に対する合理的期待を保護するための規制は必要なのである。例えば、借地借家法一八条には、「建物の賃借人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、…（中略）…正当の事由があると認められる場合でなければ、…（中略）…とある。契約自由の原則、市場原理に対して規制となるこの条項は、今まで弱者保護という理由から正当化されてきたが、むしろ賃借人の賃貸借契約の継続性に対する期待を担保するための規制とすることができらう。

このような「関係的契約」の規範を判例や実定法に吸い上げることは、今日においてひとつの潮流になっていると言える。国際間の取引に関しては、一九九四年に完成したユニドロフ契約原則が挙げられる。国内でも戦後、裁判において一般条項を適用して契約内容に介入する例が増え、また、従来の古典的な契約概念では説明できないような立法も数多く存在する。オランダの新民法典にも一般条項が数多く盛り込まれており、この流れはさらに世界的な広がりを見せている。これは行き過ぎたりペラリズムに対する、ゆり戻しの現象と言えるのではないだろうか。

以上のような議論の中で、個人の形式的自由に対する一定程度の規制を許容したところで、競争を阻害している規制、あるいは社会条件の変化とともに不要となった規制などを廃止するべきだという本稿の主張が変わるわけではない。ただ、事前規制から事後救済への転換をはかるにしても、当事者間の関係に対する合理的期待を裏切るような行為が、一つの事例について相次ぐようならば、先程の借地借家法のような形の個別立法による事前規制も必要となつて

くる。消費者の分野での、悪徳商法から消費者法を保護する規制も、以上のような見地からの正当化が可能であろう。この例として特定商品等の預託等取引契約に関する法律（注4）などがあげられる。これらの規制は、単に経済活動の防げになる事前規制ではなく、まさに事後的な視点からの合理的規制と言える。

また、「関係的契約」の規範という、一種の取引共同体の価値を認めていく一方で、同時にその取引共同体に属する個人の人格の尊重は、より一層重視されるべきであり、かつ個人が積極的に共同体に参加できるように、制度的保障はしていくべきであろう。

ところで、このように規範を吸い上げていく過程において、現代契約法は、要件、効果が明確で、誰が適用しても同じ結果が導けるルールという性格から、状況に応じた衡平の実現のために、適用の際、裁判官による裁量の余地が大きい基本原則、スタンダードという性格へと変化しつつある。例えば先ほど挙げた「正当事由」について、一体何が社会的に合意された規範であるのかを、裁判官が法的な体系との整合性を保ちつつ吸い上げ、条文を解釈することで、はじめて意味を持ちうる規定である。このような法の運用を可能たらしめるためには、裁判官に対する信用が、より重要になってくることは言つまでもない。

(3) 司法制度の現状

さて、現在の司法制度は、本当に期待された役割を十分に果たすことができるのだろうか。その現状をよく分析しておく必要があるだろう。

我々にとって司法が身近なものかといつて、必ずしも、そうとは

言えない。まずひとつには、司法へのアクセスがしにくいことが挙げられよう。ここで、問題となるのは極端に少ない、日本の法曹人口である。いざ弁護士に相談しようにも、その弁護士がどこにいるのか分からないのである。弁護士過疎地域の問題は深刻である。全国を地域及びその支部で分けると二五三地域に分けることができるが、そのうち管内に弁護士が一人しかいない、もしくはまったくいない、所謂「ゼロ・ワン地域」は、全国に七一箇所もある（二〇〇〇年四月三〇日現在）。また、我々が殆ど弁護士に関する情報に触れていないというのも事実である。この原因の一つには、二〇〇〇年三月の日弁連の規定改定までの間、弁護士による広告活動が一切禁じられていたことがある。こういつた状況下において、有能な弁護士を探すのは難しい。こうしたことが、まず我々の司法へのアクセスに対する障害となっている。

次に、判決までに一体どのくらいの時間を要するかということがまったく不明確であるという事が挙げられよう。特に、特許関係や鑑定人が登場するような複雑な訴訟では審理に非常に長い時間がかかると言われている（鑑定が行われた事件の平均審理期間三五・九ヶ月）。日経新聞の調査によると、訴訟経験のある企業のうち九割がまたビジネス弁護士のうち六割が「訴訟が遅い」と感じていることが分かった。こうした現状を受けて、企業の中には、原告被告双方とも日本企業であるにもかかわらず、海外で訴訟を行なう例も増加し始めている。

判決の実効性というのも問題となっている。民事執行の不徹底というのは、その典型例だろう。せっかく、高額な費用と長い年月を

費やして勝訴を勝ち取っても、執行官の不足や、法の隙間を利用した暴力団の介入などにより、例えば不動産の明け渡しなどがスムーズに行かなかつたりする。判決の実効が乏しいということは、すなわち法の論理よりも暴力のほうが優位であるということを意味するに他ならない。

こうしたアクセス障害、長い審理期間、判決の実効性の欠如等さまざまな要素が、我々を裁判から遠ざけ、法の支配を妨げているのである。日弁連のアンケートによると、「裁判では社会の秩序を理解してもらえないことがある」と答えた人が五割近くもいたそうである。この結果から、単にシステムの問題にとどまらず、法曹の意識そのものが問われているとは言えないだろうか。いずれにしても、我々市民と裁判の間の溝は非常に深いと言えよう。

機能不全に陥っている日本の司法制度を、弁護士の中坊公平氏は「二割司法」（注5）と評したが、戦後日本が司法に割いてきた予算は、わずかに〇・四%にしか過ぎなかつた。今までは、この大きな行政、小さな司法という政策は社会全体の経済成長という点で見ればプラスに働いてきた。司法が弱いゆえに、PL訴訟も集団訴訟もなかつた。企業にとつて、それは訴訟に費やす手間と費用を軽減させることを意味した。しかし、その影でどれだけ多くの人が泣き寝入りさせざるを得なかつただろうか。それだけではない。国際的な規制緩和、また日本のグローバル化の流れもあり、企業は競争をすることを余儀なくされ、また国民も強く自分の権利を主張することが必要となつた。企業活動は国境を越えて展開され、一国の経済を一国の政府の政策によって規律する事は困難になり、また一方で、一

国の政策が他国に与える影響も大きくなった。そうしたなかで世界に展開する個人や企業をどうやって保護していくかということが大きな課題となってくる。また、知的財産権や特許に関する問題がますます重要になり、企業の側も強く訴訟を望むようになってきた。今こそ、小さな司法を見直すときである。時代は確実に動いている。行政改革、政治改革と共に司法改革こそが、二一世紀の社会のあり方を見据えた、この国の根幹をなす重要な改革なのである。

法曹一元制度

あるべき裁判官像

一般的には、「法曹一元」でいいだろうが、本来ここで「法曹一元」という言葉を使うのは、適当でないかもしれない。司法制度改革審議会などでは「法曹一体化(注6)」という言葉のほうが的を射ているのではないかも言われている。というのも元来、日弁連や各弁護士会などが唱えてきた「法曹一元」というのは、「在野」というのを非常に強調した主張であり、戦後一貫して、「官」の側にある裁判所、検察対「民」の側にある弁護士といった対決色の強い言葉であったという歴史的経緯があり、これから述べようとする主張とは、考え方の根本を異にするからである。また、この言葉について一般には、単なる裁判官の給源論という捉え方もされており、日本の訴訟のシステムを根本から変えるような性格のものであるという認識はされていないように思う。ここで言う「法曹一元」は、「公共空間(注7)」において、司法が果たすべき役割は何かということをし

主眼とし、そこを前提とした上で、裁判官はどうあるべきなのかをまた単に頭だけをすげ替えるという話ではなく、訴訟のあり方自体を考えてみる必要があるだろう。

そもそも本来国民という土台の上に、国家権力が存在するわけであるが、行政が国民を画一的、またマクロ的な視点で捉えているのに対し、司法は国民の間に起こる個々の紛争や問題点について判断し、正義を実現するということを期待されている。いわばミクロ的な視点による公権力の執行と言えるだろう。とりわけ弁護士は、そういった個別の問題点や当事者に触れる機会も多いわけであるが、今までの法曹一元論ではその点が強調され、社会経験の豊富な弁護士の中から裁判官を任用すべきであるという主張がなされてきた。しかし、弁護士が官僚裁判官に比べて社会経験が豊富であり、社会の倫理にかなった判決が書けるかどうかは、一概に言い切れるものではなく、その点に関しては疑問を抱かざるを得ない。また最近では、法の支配と法治主義の対比から法曹一元を導くという考え方も有力である。ただ、ここではそのような弁護士とキャリアア裁判官の単なる優劣論、あるいは制度としての比較論にとどまらず、真に国民という土台に根付いた裁判官、あるいは訴訟システムとは一体何なのかという観点から法曹一元を論じていきたい。

裁判官が国民から遠い原因のひとつには、法曹人口の少なさなどが原因で、そもそも国民の側から司法へのアクセスが困難であるということが挙げられるが、国民と裁判官との関係ということでは、最高裁判事の国民審査ぐらいのもので、この制度も実質的に殆ど機能していないと言ってよい。また最高裁判所の裁判官は内閣が

任命することになって、これも最高裁判所事務総局が予め作成した名簿に基づいて行われるものであるから、人事権をはじめとするあらゆる司法行政を、この最高裁判所事務総局と最高裁判官が牛耳っているという事実認識は殆ど正しいと言っていいたい。さらに、弁護士との間の互換性もないとなると、裁判官は、国民という土台に根付いているというよりも、むしろ上から事務総局にぶら下がっている、非常に不安定な存在であると言いうことができる。こうして、国民というバックグラウンドを持たないキャリア裁判官制度の問題点を以下に検証してみたい。

第一に、裁判官がルールを形成していくことの困難である。今後、司法には新しいルールを積極的に作っていくという役割が強く期待されることになるだろう。まさに、個々の紛争を通してのミクロ的視点から、法の解釈を通じて、ルールを形成していくことが求められているのである。②で述べた、契約法における、取引社会の内在的規範の吸い上げというのも、今後その流れは一層顕著になるであろうし、憲法解釈を通じて、国民の新たな権利を認定するというのもまた、その下からのルール形成の一例であろう。そうした期待にこたえるためには、あらゆる分野の専門知識を持った人材が裁判官になることが重要になってくる。また、司法がそのような積極的判断をし、ルールを創造するためには、当然国民の支援を必要とする。しかし、現在のキャリアシステムの体制下では、自由で創造的な司法判断がされにくいと言われる。現在の裁判官の給源はその殆どが判事補に一本化されており、幅広い世界から、法律やその他の知識をもった者を裁判官として任用するというようなことは極めて

少ない。そのことは同時に、日本の裁判官は、国民や企業、あるいは弁護士といったバックグラウンドをまったく持っておらず、最高裁の事務総局が唯一の支持母体であり、また彼らを評価する機関であるということの意味する。また、司法修習終了後、直ちに判事補として採用されることにより体制に対する批判精神が養われないという指摘もある。司法が社会の秩序形成の中核をなす機関として機能するためには、こうした状況を改善する必要があるだろう。

第二に、司法が期待されているような積極的判断をする際の政治的責任の曖昧さである。特に、違憲立法審査権の適用など、また政治的決着のついていない問題に対して積極的に司法が介入していく場合には、当然その政治的責任が問われるべきである。なぜならば、法解釈それ自身が政治的判断に他ならないからである。

今まで、司法は政治問題に対する積極的介入を極力避けてきた。それは、まだイデオロギーの対立の激しかった時代に、政治から一定の距離を保つことにより、国民の司法に対する信頼を得ようという、ある意味では賢明な考え方に立脚していたのだが、それが過度な内部統制となり、書法協問題に代表される、裁判官の独立を侵害しかねないような歪みを生んできた。しかし時代の変化とともに、政治における対立軸も曖昧になり、イデオロギー対立に一般化されない形での問題も増えてきている。それに従い、司法も徐々にではあるが、過度な内部統制から脱却し、以前に比べ積極的判断をすることも多くなったと言われる。今後はさらに司法の積極的援用が期待されている。しかし、国民の多数意思であるはずの立法府、行政府に対して違憲判断等の政治的介入をする際には、そのある面で非

民主的な公権力の行使に対する正当性、そして政治的責任が問題となってくる。その点を解決するためにも、国民という土台を基礎とする裁判官任用の制度が求められているのである。

第三に、今の裁判官による判決が国民に対して納得のいくものではないという批判である。この法曹一元の議論の原点は、結局は求められている裁判官像とは一体どのようなものなのだろうかということである。それは、真に国民に信頼され、当事者に納得のいく裁判ができることであると考えられる。そして、しばしば「市民の常識の通用する裁判」と言われるように、当事者の視点に立った裁判が求められているのである。素朴な見方をすれば、弁護士や企業といった裁かれる立場の経験が、裁く側にまわったときに、単に裁判の勝敗にかかわらず、当事者にとってどうすれば納得のいく判決をすることができるのかということを考える上で、ひとつの手がかりになりうるという考え方である。そういった意味で、裁く者と裁かれる者の互換性というのが重要なのではないかと考えられる。

以上のような観点から、日本においても法曹一元の導入をすすべきであると考えるが、具体的にどのような形で、これを行なうのが適当だろうか。

まず、国民という土台に根ざした裁判官、政治的責任の明確化という意味で、最も重要と思われるのは、人事の透明性の確保であろう。かつて、近代法が成立した当時、ルールというのは要件、効果が明確で誰が適用してもなるべく同じ結果が導けるようなものが理想とされた。それは日本法のモデルとされた、ドイツにおいて、フランスにおいてもそうである。その背景には裁判官に対する不信

があった。しかし今日、裁判官には「納得」のいく裁判をすることが求められる。事件の本質を見極め、当事者双方を「納得」させるため、民事訴訟では、⁽²⁾の述べたように、まさに社会的な規範（それは当事者双方に共有されている）を裁判官が発見し、それを吸い上げることが求められているのである。そして、憲法裁判等での、司法の積極的判断ということが言われる。こうした流れの底には、曖昧なスタンダードとしての実定法の解釈を通じ、裁判官がルールを形成し、またそれを積み上げていくことで、種々のケースにおける実質的な正義を実現しようという思想が見て取れるが、これは裁判官に対する信用なくしてはできないことである。このように考えた時、裁判官の新任及び再任の作業は、その透明性が極めて重要であり、国民に対してアカウンタブルでなければならぬと言える。翻って現状を眺めてみると、最高裁判務総局主導の人事は、その基準の曖昧さなどが問われ、多くの国民から、そこに恣意が介在しているのではないかという懐疑の目を向けられている。そしてこれまでも実際に、人事権を通じての内部統制が行なわれてきた。これからの司法を考えていく際に、国民にそういった疑念を抱かせるような裁判官任用の仕組みというのは、やはり問題であろう。

透明性の確保と言ふ観点からは、国民が何らかの形でこれに関わる事が望まれる。その具体的方法であるが、アメリカの一部の州では、住民による直接選挙で裁判官が選ばれている。法学博士の丸田隆氏は、アメリカでの裁判官の選挙活動について、「…その車の上に裁判官に立候補した人が奥さんと一緒に乗って、ニコニコ笑って手を振ったり、子供たちに飴を撒いたりしながら『次の選挙では私

を裁判官に』みたいなことをやっているんですね。私には凄く異質な感じがして……(京都弁護士会、法曹一元連続講演会にて)と述べている。また、メリーランド州などでは、裁判官立候補者は民主党か共和党に属さなければならないという規定もあるくらいで、裁判官の選任のプロセスは非常に政治色の強いものであると言える。裁判の結果自体がそもそも政治的要素を含んでいる点や、今まで日本の司法行政が政治からの中立性、独立性というのを重視するあまり、思想統制とも批判されるような過剰な裁判官統制を行ってきたことを考えると、裁判官の選任のプロセスにおいては政治的、裏返しで言えば民主的な手続きが行なわれることが望ましい。しかし、少数意見や社会的に弱いものを、多数の力から、すなわち立法院や行政府といった「政治的機関」、あるいは種々の社会的権力から擁護するシステムとしての司法の役割を考えると、極度のイデオロギーの対立のみで裁判が行なわれるのは望ましくはない。また、選挙等のキャンペーンは得てして派手になりやすく、そのことによる弊害も大きい。こうした弊害を解消するために、アメリカでは、州知事下の諮問委員会(注8)が応募者を審査するミズーリプランという日本でも有名な選任システムを取っている州もある。日本では、憲法との兼ね合いの問題もあり(注9)、直接選挙で裁判官を選ぶのはあまり現実的ではない。日本においては、高裁毎に、法曹二者や、国民の代表によって諮問委員会を構成し、委員会の推薦を尊重する形で最高裁が指名、内閣が任命するシステムを設けるといふ方法をとるのが望ましいだろう。しかし、その諮問委員会の構成員は弁護士や、一部の知識階層に偏るのではなく、アメリカの例を参考にし

つつ、可能な限り民意を反映するよう構成することに留意するべきである。どうも弁護士会のイメージするところは、弁護士会の下部組織としての推薦委員会のようなものであるようだが、これは「官」対「民」の法曹一元論の延長に過ぎず、政治的責任という部分に積極的に答えていないという点は、批判的に見るべきだろう。

透明性の確保と並んで重要なのは給源の多様化、多元化の問題である。既に指摘されているように、裁判所法はもとも幅広い給源から判事を採用することを想定していた(注10)。にもかかわらず、キャリアシステムを運用していく中で、次第に給源が判事補に一本化されていってしまった。そのような事態が生じた原因は様々であるが、より多くの知識、見識を裁判に反映させ、裁判官の専門化を実現し、さらに、国民的バックグラウンドをもった裁判官を実現していくためには、現状の改善は不可欠なのである。法曹一元と言うと、まるで給源を弁護士に限るようであるが、幅広いバックグラウンドを持った法曹という観点に立てば、大学教授や法律学者、企業や官僚出身者も幅広く受け入れるべきであると考えられる。そのためにも、有資格の「広義の意味での法曹」を広く世の中に送り出していくことはますます重要であり、その中から豊かな経験を持った人材を裁判官に登用することが望まれる。

以上、法曹一元による裁判官の任用制度について述べてきたが、これから乗り越えなければならない課題もあるだろう。

まず、公平性、廉潔性という面では、現行の日本の裁判官は国民から一定の評価を得ているが、法曹一元裁判官がこれを保つことができるのかという反論があるだろう。しかし公平性という点につい

ては、いかにして予断を排したり、倫理観を養ったりするかということであり、キャリアシステムこそが裁判官の公平さを育成させるというものでなく、判事補以外の出身の裁判官には不可能であるということでもない。例えばアメリカの、独立当初の東部二三州では、未だに判事の要件に法曹の資格を設けていない。しかし、従来日本の訴訟遂行の仕組みにおいて、裁判官に求められていた能力は、単に公平性の問題だけではない。アメリカにおいて裁判官は「受動的審判者」であるが、日本では争点整理の段階から要件認否、判決、あるいは和解まで、一貫して裁判所が訴訟を管理していく。こうした技術的能力が、裁判所の内外を問わず、裁判官を判断するひとつの基準となっていたことは事実である。裁判官が訴訟に積極的に関わっていく技術的能力を今後も望むのであれば、それは法曹一元にはなじまず、キャリアシステムによる一からの技術指導によって初めて成し得ることである。法曹一元を導入するためには、こうした訴訟に対する価値観を改めなければならない。裁判は、上から判断する大岡裁きではなく、個人の責任において行なうものであるという真の意味での当事者主義が貫徹され、争点整理や和解に向けた事前の調整など、裁判遂行上の殆どの負担を当事者、つまり弁護士が負うということが前提である。その覚悟のないまま、法曹一元を唱えるのは虫のいい話と言わざるをえない。

そして、何より裁判官の数に対して相当数の弁護士がいることがこの法曹一元を実現する上での前提である。それは、訴訟負担を徹底した当事者主義に基づいて行ない、また、選任プロセスにおいてひとつのポストにつき複数名の候補者を得るためには、乗り越え

ねばならない最大の課題である。法曹人口を増加させ弁護士を増やすことが重要である。そして、裁判官育成ではなく、弁護士育成を中心とした法曹養成の制度を確立すべきだろう。

法曹はどうあるべきか

競争原理の導入を

国民的な基盤を持った弁護士が、社会の隅々まで浸透し、法の支配の徹底を行なう。そういった観点から、今の法曹の質や量は適正といえるだろうか。

法曹の規模という点で、日本のそれは著しく小さい。法曹三者の人数は、法務省のまとめによると九八年末で二万二四〇人（簡易裁判所判事、副検事を除く）。最も多いのが弁護士で一万六八五三人。裁判官が二二三人、検察官が二七四人である。先進五力国（米英、仏、独、日）で比較すると弁護士、裁判官、検察官すべて日本が最も少ない。法律家一人当たりが抱える国民数で比べると、日本では約六〇〇〇人の国民を一人で支えていることになるが、米国は二十倍の規模にあたる約三〇〇人に一人、日本を除く四力国中最も少ないフランスでも約一六〇〇人に一人と、法曹界の厚みは日本の四倍規模である。また、地方では身近に法律相談をする弁護士がいなという弁護士過疎の問題も起こっている。

その一方でグローバル化し、スピードアップする経済、また事後救済型へと移行しつつある社会の変化に対応して、民事・行政事件数は過去最高の一八万件（九八年末、地裁ベース）に達している。

現在の法曹人口では、国民の求めるサービスを行なうには充分でなく、国民の側から司法へのアクセスもしくくなっているというのが現状である。法曹二元や、陪審制・参審制、あるいは被疑者弁護制度などの改革を行っていくにしても、現在のままでは実現はきわめて困難であり、法曹の大幅増員というのは今回の司法改革の最大の課題であると言える。

もう一つ、法曹の質の問題も考えなくてはならないだろう。司法を担うものは、まず法律実務を有効、適切に行なうために、依頼人その他の相手の言うことをよく聞き、事実を的確に認識し、法的な観点から分析を行ない、問題に対する適切な解決方法を考え出し、それを第三者に説明し納得させなければならぬ。次にプロフェッションとしての特性から、依頼人等に対する誠実性、高度の倫理性、使命感や責任感、それに公共に対する奉仕の精神が求められる。さらに、これからは訴訟の内容に応じた高度の専門性をも求められることになる。これらを兼ね備えた者が質の高い法曹ということになるだろう。ここで問われるのは、果たして現行の法曹養成制度が、このようなあるべき資質、能力を備えた法曹を養成してきたかという問題である。

現在の法曹養成制度は司法試験と司法修習から成り立っている。司法試験は短答式、論文式の記述試験、それに引き続く口述試験により段階的に選抜していくという方式を採っており、九九年度の合格者数はちょうど一〇〇〇人、合格率はわずか三・三五%であった。司法修習は、これまで二年かけていたのを一年半としたが、修習生はまず司法研修所での集合教育を受け、その後全国の裁判所、検察

庁、弁護士会で研修しそれぞれの実務を実地に学ぶ。そして、最終試験を通れば修了を認定される。

こうした一連のプロセスの中で、法曹が生まれてくるわけだが、このシステムが利用者のニーズに的確に対応しているかと言え、それは疑問である。量に関しては、明らかに不足していることは言うまでもないが、裁判の遅延の原因や、的確な弁護士を探すのに時間がかかることの原因を考えていくと、質の面でも、専門性、国際性を兼ね備え、法律の専門家としての、また法律という財の提供者としての意識をもった法曹が生まれているとは必ずしも言い切れないのではないかという疑問に突き当たる（注11）。

一般的に法曹の質がなかなか向上しない、あるいは低下していると言われるのは、何が原因なのだろうか。それは、ひとつは後述する法曹養成のプロセスの問題であるが、ひとつは法曹の数の少なさそのものである。つまり原因は、法曹に与えられた特権と、市場の独占状態にあるのではないかと考えられる。司法業務の独占」と言うとき、これには二つの要素があると言える。ひとつは弁護士法第七二条を根拠とする法律業務の独占、もうひとつは国家による法曹養成のシステムを通じた法曹人口（司法の供給）の調整である。ここでは後者について述べる。

司法という分野に於いて国家の果たすべき役割は何か。そもそも司法の役割とは、国家による法的紛争解決というサービスである。そしてこのサービスの提供に於いてもっとも重要であるのは、公正さであることは疑う余地がない。国家に求められているのは、あくまで「紛争解決の手段と結果に関して公正である」ということで

あつて、「ある特定のルートに紛争解決を独占させること」ではない。今日において、社会の秩序を築き上げるといふことは、国家の考える社会秩序を法律によって押しつけることではないはずである（しかし、従来日本の誇つた中央集権的官僚システムは、この傾向が強かつたといえよう）。従つて、そういう観点に立てば、「特権を与え独占させる」といふ行為は、国家の正当な役割の範囲を逸脱していると言へるだろう。司法の世界においても適正な競争が行なわれて然るべきである。

しかしこれまで、「司法業務は通常のサービスとは公共性という面で違つ」といふ主張のもとに、法曹三者による「司法業務の独占」が平然と行われてきた実態がある。日弁連などの態度もかなり軟化しつつはあるが、依然として法曹の中の守旧派には競争を恐れる体質が残っている。これは国家によって、法曹三者の利益が法認されていることに他ならない。供給者にとつて都合のいいシステムがそこには存在する。わが国の法曹の体質がギルド的（注12）と批判されるのはこれゆえである。「司法業務は通常のサービスとは訳が違つ」と主張し、もし今後モ現代において異様ともいえるギルドの存在を法認させよつといふのなら、国民にどこがどう違つのかを明確に示す義務があるだろう。少なくとも「公共性の違い」や「法曹としての倫理の低下」といふ主張では、競争原理の導入によって質が低下するといふには不十分な説明である。なぜならば……明白である。

不十分な説明である。法曹とりわけ前述のような法曹一元制度のもと裁判官に選ばれるべき者に、他の職業以上の信用、信頼が求

められるのは確かとしても、現状の司法試験による少数の選抜が、その信用を担保しているという根拠はどこにもない。実際には近年検察官や裁判官による不祥事が相次ぎ、また弁護士が違法行為や脱法行為を行う例も後を絶たない。まさに法曹を少数に制限することは、法曹の既得権益を守っているに過ぎない、合理性なき規制である。

以上のような点を考えると、競争原理を積極的に排除する明確な根拠はないように思われる。また、法曹の増員により競争が起これば、法曹の質の向上以外にも、都心に集中する弁護士士の偏在性の解消といふメリットも考えられる。なぜならば、競争の激しい都心よりも、現在弁護士過疎地域と呼ばれている地域に登録する弁護士数も増加すると推測されるからである。

司法試験によって少数の人間を選び、司法修習によって法曹の質を高めるといふやり方は、今日に至りもはや限界である。競争による淘汰によって質の向上を図るべきではないだろうか。現在司法がかかえているアクセス障害等の問題を解決するためには、法曹の数を増やすことが必要にして十分であるし、また司法試験、司法修習を終た法曹と言えども、国民の求めるサービスを適格に提供できないならば、市場によって淘汰されるべきである。国際性、専門性といったニーズに応える多様な法曹が育たない理由は必ずしも、受験予備校による知識偏重型教育のせいだけではない（注13）。法曹人口の大幅な増加による競争によって、質の向上が図られるだろうという予想は、アメリカの現状を見て、また経済学的観点から言つても極めて自然だと言えないだろうか。ただ注意を要すべき点は、法

曹人口の増加と市場原理は、確かに切磋琢磨と国民の選択の自由が拡大することによる、国民のニーズにあったサービスの提供に寄与するが、それは必ずしも悪質な法曹を淘汰するという形で機能するとは限らないという点である。国民のニーズと一口に言っても様々であり、中には悪質なそれを求めるニーズもあるであろうし、また企業にとつての「良質」が必ずしも個人にとつての「良質」とは限らない。しかし、適正な競争による市場の活性化は、同時に多くの情報を利用者にもたらす。今までのように、どこに弁護士がいるのかすらわからない状況が改善され、利用者の選択の幅が広がれば、自分にとつて何が「良質」であるかを考え、利用することができる。そして、前述の法曹一元制度での裁判官任用の仕組みにおいて、国民がその過程に関与する際に、市場が活性化されることにより、また国民がより深く法曹と関わるようになることによりもたらされる情報が、極めて重要な意味を持つてくるのである。

いずれにしても競争による選別とは、まさしく国民が法曹を選ぶ仕組みである。確かに、前述のように国民の意思が必ずしも「選良」をするわけではない。国会議員であれ、大臣であれ、国民によって選ばれた者であるが、必ずしも全員が「選良」とは言い切れない。しかし民主主義国家において、これ以上正当な選別の方法があるだろうか。「経済における民主主義」（注14）ともいふべき市場原理が機能し、国民から選ばれた法曹こそが、正当性を持った存在なのである。

司法改革の課題

法曹養成のあり方

以上のように、国民という土台の隅々にまで根を張った法曹のあり方を、法曹一元と競争原理の導入という側面から述べてきた。しかし、こうした改革を実現するためには、法曹養成のプロセスを改革することが必要となる。そうした中で、法曹人口を増加させ、また法曹の質の向上を図るため、日本においてもアメリカのようにロースクール（法科大学院）を設置しようという議論が活発になっている。司法制度改革審議会がまとめた『中間報告』の中でも「法科大学院は、司法が二一世紀の社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、…（中略）…基幹的な高度専門教育機関とする」と位置付けられており、また文部省もロースクール設置に向け準備をはじめた（注15）。この構想の概要は、修士課程（または専修大学院）としてのロースクールで三年程度履修することを義務とし、司法試験はその卒業生のうち七八割が合格するようなシステムに変更するというものである。

さて、現行の法曹養成システムの問題点として挙げられるのは、法曹になる人数が著しく少ないこと、司法試験は一発勝負であり、優秀な法曹を選抜するのに必ずしも適していないこと、司法修習という法曹養成のプロセスの最終段階が最高裁判所の独占であること、現在の司法修習は起案作成などが中心であり、実務的ではあるが、専門性や国際性といった観点に充分留意していないこと、

大学法学部での教育と司法修習に一貫性がないこと、などがある。ではなぜ、このような問題点が生じたのだろうか。

ひとつは、大学法学部での教育のあり方である。現場からは司法修習との不連続性や、基礎的な学習ができていないなどの指摘がある。しかし、そもそも法学部というのは法曹要請に特化した教育を行なう機関として位置付けられているものではない。法学部には毎年約四万七〇〇〇人が入学しているが、このうち法曹へと進むのはわずか一〇〇〇人である。従って、法学部での教育は、法律の専門家を育成するというよりも、むしろ一定の法的知識を身につけた社会人を広く世の中に送り出すことに主眼が置かれてきた。これはこれとして評価すべきであり、大多数の学生のことを考えれば、現在の法学部の現状を維持せざるを得ないと考えられる。したがって、学部とは違うレベルでの改革が求められる。

またひとつは、司法修習制度の問題である。司法修習の問題点はいろいろと指摘されている。第一に、法曹人口の拡大という意味でネックになっていることが挙げられる。司法修習はその受け入れ人数に限界がある。この受け入れ人数は、現在のように一年半の研修を行なうとすると、最高でも年二〇〇〇人程度だと言われている。第二に、法曹養成のルートを最高裁判所が独占しているという問題点も指摘されている。国家による教育の短所として、どうしても現状を基準にして結論を導き出す傾向があり、現行システムに対する批判的精神が養われにくいということが指摘されている。また、最高裁によるルート独占のひずみは、裁判官の新任拒否(注16)というような形で現れてきている。

こうした現状の問題点に加え、裁判官育成から弁護士という一体の法曹集団を育成するという、「入り口における法曹一元」という観点からもロースクール(法科大学院)の設置が要請されているのである。

ロースクールを設置するにしても、重要なのはハコモノとしてのロースクールではなく、そこで行なわれる教育はいったいどのようなものかという具体的な方向性である。しかし、各大学の試案においては、こういったことが一般市民にも分かるように具体的に示されておらず、まるで絵に描いた餅という印象を与える。構想の曖昧さについては、「司法修習制度を残したい法務省と、少しでも法曹への合格者を増やしたい大学側の、妥協の産物」という指摘すらある。中途半端な形のまま、ロースクールが見切り発車されれば、そのロースクールにおいて、十分な教育を受けられず、挙句の果てに資質がないとふるい落とされるかもしれない学生が一番大きな被害を被る。各大学も、いったい何を目的とした、何を教えるための法科大学院なのかということを明確に示す義務があるだろう。

一方で、個々のカリキュラムに何を設定するかは、文部省(省庁再編後文部科学省)なり法務省が指導するのではなく各ロースクールの自主性を重んじることが、非常に重要になってくるだろう。なぜならば、ロースクール構想の目的は、裾野の広い法曹を、幅広い分野から生み出すということにあるからだ。各ロースクール独自の教育が行なわれ、また各ロースクール間の適切な競争が行なわれれば、あらゆる価値観、そしてあらゆる分野における専門性をもった法曹が誕生することが予想される。

そついつ見地から言えば、ロースクールへの入学も幅広く認めるべきである。従来の大学院の価値観にとらわれず、理系の学部や社会人、あるいは他大学からも広く入学できるようにオープンで公平な状況が望ましいだろう。

また、従来の法曹養成システムのように「狭義の法曹」、つまり法曹三者のみを育成することを目的とせず、法律専門家としての資格を有し、企業など社会の隅々に浸透して活躍する「広義の法曹」を育てるということに留意すべきだろう。法の支配の確立という観点から、ロースクールに求められているのは、まさに入り口と出口における広がりではなからうか。

上記のようにロースクールでの法曹養成が実施されるとすれば、司法試験のあり方も、当然それに合わせて改革していく必要があるだろう。司法試験改革なくして法曹養成システムの改革を完了させることはできない。なぜならば、現行司法試験がこれからも行なわれるのならば、仮に合格率が上がったとしても、ロースクールで教える内容をよく理解するよりも、受験予備校へ行き知識を詰め込もうとする学生が出てくるという、専門家の危惧する「ダブルスクール化」がなくなるとは考えにくい上、逆にロースクールのほつでも、自分たちの卒業生の合格率を上げるため、試験にあわせて知識偏重型の教育が行なわれ、予備校化することが容易に予想されるからである。これでは、各校の独自色を打ち出すことも難しくなり、幅広い知識と見識を持った法曹を生み出すという目的は達成できない。まず、ロースクールと司法試験を一体のプロセスと捉える観点から、前提としてロースクールの修了を受験資格とする。そして、資格試験と

しての性格の徹底を行なうことも重要であろう。これにより、国家による恣意的な市場参入規制を廃することが可能であり、また就職試験的、関門的な性格を取り払つことにより、司法試験合格者の殆どが法曹三者となつてゐる現状を改め、前述の「広義の法曹」を誕生させることも可能である。現状の司法試験で問われている法的知識等は、試験という「点」から、ロースクールという「プロセス」へと引き伸ばし、「新」司法試験ではロースクールでの教育内容を踏まえた、法曹としての資質をよりの確に審査する材料を得るための出題が行なわれるべきである。今後、試験内容は法曹三者のみならず民間や一般市民の意見も聞き入れ、慎重に検討されることが望まれる。

また、幅広い法曹の育成という観点に立てば、国家により二〇なり三〇という設置上限が設けられるのは不適當と考えられるが、新たな法曹養成制度の骨格としてロースクールが考えられ、また司法試験の内容がそのロースクールでの教育を踏まえたものに変更されることを考慮すれば、質の低下を防止し、講師の人選を含め一定の教育水準を保持するために、第三者機関による審査制度を設ける必要があるだろう。九九年一〇月に文部省大学審議会がロースクールの必要性を強調したことを受け、各大学法学部ではロースクールの誘致合戦が激化した。関係者の中には「設置大学は二〇に満たない」という空気が広がっているからである。もし、ロースクールが設置できなければ、法学部自体の存続すら危機的となる。ロースクール設置といつても、その定員数は結局国により管理される可能性もある。各大学のまとめたロースクールに関する試案を見比べてみて、

それほど大幅な法曹人口の増加を考えているものではなく、既存の枠組みの中にロースクールを当てはめようというものである。

ここでネックになってくるのが、司法修習をめぐる問題である。各大学の試案は、基本的に司法修習は今のまま存続させる方向でまとまっており、これを前提とすれば、法曹の大幅な増加が見込めないのも当然である。

今までの法曹養成の枠組みの中で、司法修習の果たしていた役割は大きい。在野法曹の弁護士と、公務員の裁判官及び検察官の修習を国費でいっしょに行なうことで、確かに法曹三者の相互理解を深めてきた。そして、実際に「生きた事件」に触れる中で憲法の理念を深く理解し、社会のあらゆる法的紛争を妥当に解決する感覚を磨き、さらに執務体制や職業倫理等の人間的資質の基盤を涵養するという司法修習の崇高な理念を否定するものではない。しかし、司法研究所の実態は、必ずしもこの理念に沿ってはいない。一九六四年に出された臨時司法制度調査会意見書において「司法修習生に対する監督、修習成績の評定及び考試（注17）を一層厳正に行なう」という管理主義的方向が打ち出されて以来、考試落第者が六六年以降ほぼ毎年複数名出され、次第に起案を主体とするカリキュラムの強化が行なわれていく。また修習生活全般にわたり規制、監督が強化され、修習生が自主的に憲法や人権を学ぶ場は奪われていった。一九七〇年代の青年法律家協会の会員に対する差別は数字の上でも露骨である。この間新任拒否された任官希望の修習生の多くは書法協会の会員であった。

このように考えると、現状のままの司法修習を前提として考える

のは問題がある。そもそも、アメリカやイギリスには存在しない制度である。

アメリカでは年間五万人もの法曹が生まれているが、なぜ質の低下が起これないのだろうか。原因は競争により淘汰されていること、そしてロースクールにおいての教育の質の高さにある。ロースクールの間でも激しい生存競争が起これ、教職員も時代に合わせて教科書の内容を書き換えるなど緊張感を持って教鞭を振るっている。こういったアメリカの状況を日本にも輸入できれば、先行きは明るい。いずれにしても、司法修習のあり方は根本から見直されるべきだろう。何らかの形の実務修習は存続させるにしても、法曹一元を前提とし、今までの最高裁による「裁判官育成のプロセス」を改め、弁護士会による「弁護士養成」を中心に考えなければならぬ。ここでは、ロースクールではできない、最低限の実務修習をするに留め（弁護士育成を中心とするものへの移行によってこれは可能である）、修習期間を短縮することにより、受け入れ人数の問題を解決していく方向で考えるべきだろう。イギリスのように司法試験合格後、弁護士事務所で実習をさせるといふ案も司法修習に変わる制度として十分に検討しうるものではないだろう。

以上挙げてきたような課題を克服し、真に二一世紀を担う法曹としての資質にあふれた人材を養成するに相応しい教育機関として、ロースクールが設置されることが望ましい。そして、法曹養成のプロセスのあり方こそが、最終的には法の支配を徹底する上で、要になるだろう。

さて、以上司法改革の展望について論じてきたが、司法制度改革

の各論はそれぞれ別個に論じられるべき問題ではなく、常に全体の中でそれがどういふような位置にあるのが考えられなければならない。例えば法曹一元について論じる際には、決して独立したひとつの問題としてではなく、法曹養成制度、法曹人口、あるいは訴訟システムといった様々な問題と有機的な関連性を持った問題として論じられなければならないのである。社会構造の変化に伴つ、司法システムに対する考え方の根本的な転換、その大きな流れの中で、法曹人口を増加させるべきであるという主張、当事者主義を徹底させるべきだという主張、あるいは法曹一元を導入すべきであるという主張がなされているのである。

司法制度の改革されるべき諸問題は、このように有機的に結びついているが故に、極めて複雑であり、かつ壮大である。我々は、ひとつひとつの問題を考える際にも、「一体何のための司法改革なのか」とあるいは「今後どのような社会システムを構築していくべきなのか」といった、大きな視点からの考察を常に加えていかなければならないのである。

注0 財務省の難色・意見書提出前の段階で、既に財務省は財政面での問題点などを理由に裁判官等の増員にクレームをつけている。「財務省は既に、国家公務員の定員削減方針に反するとして、検察官と裁判官の大幅増員に反対する書面を審議会に提出しており、焦点の一つになるとみられる」(二〇〇一年五月二日付毎日新聞朝刊)

注1 法の支配と法治主義：「明治憲法が導入したドイツ的な『法

治主義』は：元來、人間の集まりをカオスと見て、それに対して単一にして不可分の超越論的な統治主体が強い意志力でつくり上げていく理性的・統一的な秩序体が国家であるという考え方をその根底に持っている」(「行政中心の国家運営」憲法裁判所)。それに対して『法の支配』は：自立的な個人の強制的な共同作業を通じて法秩序というものを作っていくという考え方」上からの抽象的・演繹的な発想ではなくて具体的・経験主義的な発想」(「付随的違憲審査制」佐藤幸治京都大学教授、司法制度改革審議会会長/法曹一元を導入し「法の支配」による秩序形成を/京都弁護士会「法曹一元」掲載)

注2 私的自治：「できるだけ国家の介入を避け、個々人が自由に法律関係を形成すべきだ」という市民社会の思想を、法的観点から、つまり、個人の権利義務の観点から表現すれば、市民社会において人が義務を負うのは、自らの意思でそれを望んだときだけだ、ということになる。これが私的自治の原理と呼ばれる法原理であり、民法の指導原理のひとつである」(内田貴東京大学教授/民法第2版)

注3 内田貴著「契約の時代」は、国内外における実務や判例法、ウィーン条約、ユニドロワ契約原則などに見られる、一般条項の多用などの現代的な契約法の展開を分析し、古典的契約概念(文中では「近代的契約法」)ではもはやそれらを説明し得ないことを主張する。そして、それらは「生活世界に共有された規範」を得のいく解決を導ける規範を実定法に吸い上げる「流れである」と説明し、この流れを正当化する論理として体系化された「関係

的契約』を主張する。氏は、個人主義への過信による規制緩和に對しても警鐘を鳴らしており、現代の社会の論調に對して一石を投ずる示唆深い論文となっている。

注4 特定商品等の預託等取引に関する法律、昭和六一（一九八六）年に「豊田商事事件」を契機に制定された（内田／民法 第二版）

注5 二割司法、中坊氏は日弁連会長就任当時から一貫して、泣き寝入りの多き、司法の場で裁かれるべき事件が、政治決着の名のもとに処理されていること、事実上社会を支配しているのは法ではなく暴力であること、などの点を指摘し、本来司法が果たすべき役割の二割しか、実際に法廷の場で解決されていないと述べている。

注6 法曹一体化、『法曹一元』という言葉には、もうおいが付いてしまっている。昔の日弁連の主張の意味の『法曹一元』ではない、『法曹一体化』が必要（鳥居泰彦司法制度改革審議会委員／集中審議第三日・午前議事録）

注7 公共空間、行革会議最終報告

注8 州知事下の諮問委員会、フロリダ州の例をとると、選任委員会は九名で構成され、そのうち三名の委員は知事が、三名の委員は弁護士会が、三名（非法律家）をこの六名が選出することに なっている。この選任委員会が、空席のある裁判官のポストに応募してきた候補者の適格性を、様々な方法を用いて審査するのであるが、しかし単一の候補に絞るのではなく、三名ないし六名の候補に絞り、順位をつけずに、知事にその中から任命するように

推薦するだけである。そして、この任命された裁判官もその後定められた任期（フロリダ州の最高裁の場合は六年）信任投票に駆けられることになる（棚瀬孝雄京都大学教授／法曹一元の構想と現代司法の構築／ジュリスト一七〇号掲載）

注9 まず、最高裁判所裁判官については憲法第七九条で「その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する」とあり、下級裁判所裁判官については第八〇条で「下級裁判所の裁判官は、最高裁の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する」とある。

注10 裁判所法第四二条は、判事補、簡易裁判所判事、検察官、弁護士、裁判所調査官、司法研修所教官、裁判所書記官研修所教官、大学の法律学の教授又は助教の経験を通算して一〇年以上になる者から判事を任命することを定めており、多様な給源を想定している。しかし、現実には給源の殆どは判事補に一本化されてしまっている。

注11 法曹の質の低下、この点は裁判所も認めており、最高裁判所事務総局の永野厚郎氏は「法曹には、複雑多様化した各種専門領域における様々な活動の意味を的確に理解する力が求められているが、現時点では、これらのニーズに対応しうる能力を持った法曹は、質量両面で不足している」と述べている（永野／『二世紀の司法を考える』の概要について／法律時報増刊・司法改革掲載）

注12 ギルド、中世のギルドは、どの個人が特定の仕事に従事することを許されるべきかを社会慣習が指定していた。これに對して

今日のギルドは、国家によって保護されているものだけに、さらに質が悪い」(M・フリードマン/資本主義と自由)

注13 受験予備校のせい・専門家の中には、法曹の質の低下の原因を、受験予備校に求める傾向が強い。政府司法制度改革審議会の石井正仁委員は『法曹養成の課題』の中で、司法試験の審査委員をしていた経験を踏まえ「…答案を見ますと、ますますパターン化がひどくなっている。三つか四つのパターン、これは大手の予備校がそれくらいありますから、それぞれのテキストに従うとそういうことなのでしょうが…」と述べている。しかし、現実には予備校も、法曹の養成を担う機関として、その役割の比重は大きく、予備校も含めた全体の枠組みの中で法曹養成制度の改革を論じていく必要があるだろう。

注14 経済における民主主義…市場原理は、経済における民主主義とも言うべき性質を持つ。那須弘平弁護士/法曹人口の増加を最重点に/ジュリスト一七〇号掲載)

注15 文部省の準備…小島武司氏を座長とする「法科大学院 仮称 構想に関する検討会議」の設置等

注16 新任拒否…最近では、九四年に神坂直樹氏が、裁判官に任用することを希望したが、最高裁は具体的な理由を何も示さずに、これを拒否した例がある。事実として司法修習の中で修習生たちは、教官に日々監視されている。彼らの中には、修習中に教官に「君は、裁判官よりも弁護士に向いている」と執拗に言われ、任官希望をあきらめたという者も少なくない(ネット四六/裁判官になれない理由参照)。神坂氏も同じように、修習中に志望撤回の

指導を受けており、最高裁が修習を通じて得た情報をもとに思想信条により差別されたのではないかというのが大方の見方である(なお、神坂氏は最高裁を相手取り訴訟を起こしたが、訴えは認められず敗訴した)。

注17 考試…司法修習では後期修習の最後に二回試験と呼ばれる考試が行なわれ、この試験を突破すれば法曹となることができる。

参考文献

- 『司法制度改革審議会議事録及び参考資料』司法制度改革審議会事務局
- 『司法・経済は問う』日本経済新聞社
- 『法曹一元』京都弁護士会
- 『裁判官になれない理由』ネット四六/青木書店
- 『契約の時代』内田貴/岩波書店
- 『司法制度改革の基礎にあるもの 憲法学の視点から』阪本昌成/ジュリスト一七〇号掲載/有斐閣
- 『法曹一元の構想と現代司法の構築』棚瀬孝雄/ジュリスト一七〇号掲載/有斐閣
- 『法曹人口の増加を最重点に 市場による選別への途』ジュリスト一七〇号掲載/有斐閣
- 『二一世紀の司法を考える』の概要について/永野厚郎/法律時報増刊・司法改革掲載/日本評論社
- 『民法 第二版補訂版』/内田貴/東京大学出版会